

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会会議記録

1. 日 時 平成 27 年 11 月 13 日(金) 午前 10 時

1. 場 所 第 5 委員会室

1. 出席委員

委 員 長	松 井	努
副 委 員 長	越 川	雅 史
委 員	高 坂	進
〃	鈴 木	雅 斗
〃	三 浦	一 成
〃	ほそだ	伸 一
〃	石 原	よしのり
〃	西 村	敦
〃	佐 藤	ゆきのり
〃	金 子	貞 作
〃	宮 本	均
〃	稲 葉	健 二
〃	加 藤	武 央
〃	秋 本	のり子
〃	堀 越	優

1. 欠席委員

な し

1. 弁 護 士

本 多 教 義

1. 意見聴取のため出席を求めた参考人の氏名

湯 浅 止 子 氏

1. 証言を求めらるるために出頭を求めた証人の氏名

青 山 ひ ろ か ず 氏

1. 会議に付した事件

(1)参考人に対する意見聴取

ア. 委員会として意見聴取すべき事項について

イ. 意見聴取

(2)証人尋問

ア. 委員会として尋問すべき事項について

イ. 尋問

(3)次回の開催について

会 議

午前10時開議

○松井 努委員長 ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を開きます。

○松井 努委員長 それでは、政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査についてを議題とし、調査を進めます。

本日は、10月22日の本委員会で決定したとおり、この後、湯浅止子氏に対し意見聴取を、また、午後1時30分からは、地方自治法第100条第1項に基づき、青山ひろかず氏に対し証人尋問を行います。

○松井 努委員長 まず、湯浅止子氏に対し、本委員会として意見聴取すべき事項についてを御協議願います。

本日の本委員会に、参考人として湯浅止子氏の出席を求めています。

同氏に対しては、最初に委員長から本委員会としての共通事項を意見聴取します。

意見聴取事項案については、招集通知とともに事前に配付してありますので、御意見を伺いたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 異議なしということでございます。

それでは、お諮りいたします。

本委員会として共通して意見聴取する事項は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 挙手全員であります。よって、原案のとおり決しました。

○松井 努委員長 それでは、これより意見聴取を行います。

湯浅止子参考人に入室していただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

〔湯浅止子参考人 入室〕

午前10時3分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

その前に、本日は本多弁護士にも同席をいただいておりますので、御紹介申し上げます。よろしくお願いいたします。

[本多弁護士挨拶]

○松井 努委員長 湯浅止子参考人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいましてありがとうございます。

本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

これより意見を求めることとなりますが、発言は、意見を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。

本日は、政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する重要な問題について、参考人より意見を求めるのでありますから、参考人の人権に留意することはもとより、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、御協力をお願いいたします。

これより、湯浅止子参考人から意見を求めます。

最初に委員長より、所要の事項をお尋ねしてから、次に、各委員から御発言願うことにいたします。

それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した共通事項について、何点かお聞きいたします。

~~~~~

○松井 努委員長 政務調査費上の会派、社民・市民ネットについてであります。

政務調査費の受給に当たり、どのような経緯で5人会派、社民・市民ネットを結成したのかについてお尋ねをいたします。

はい、湯浅止子参考人。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。平成23年度の当初だったと思いますが、秋本、かつまた、湯浅3名で、社民・市民ネットという会派を結成いたしました。そして、代表はかつまたさんをお願いをしてありました。そこで、かつまたさんのほうから、お1人会派の方がお2人いらっしゃると、そしてお1人会派は政務調査費がいただけないというので、2人会派でないとももらえない状態だ、お1人ずつそれぞれにやっぺらっしゃるので、政務調査費がいただけない。大変だというふうに思いますので、できれば僕たちの会派に、政務調査費のために、お2人を入れることはよろしいでしょうかという御相談がありました。そして秋本さんと

私のほうで、それは同じ議員として大変不公平であるし、お気の毒ですね、かつまたさんのお優しい気持ちがよくわかりましたので、御一緒に政務調査費を使うようにしてさしあげたらいいんじゃないでしょうかということで、お2人が私たちの政務調査費のための会派ということで、私たち、秋本さん、私は承知をいたしました。こういう経過でございます。

**○松井 努委員長** 次に、平成23年に実施したアンケート調査についてお伺いいたします。

(1)アンケート調査は誰が企画をし、会派においてどのような話し合いがあったかについてお尋ねをいたします。

湯浅参考人。

**○湯浅止子参考人** アンケートにつきましては、本当に昨年ですね、住民の監査請求があって表に出てくるまで、えっという思いでございました。どのような——誰が企画しということですけども、これは確か23年度中だと思いましたが、24年に入った1月、2月議会の前だったと思いますが、鈴木啓一議員、小泉文人議員、そして私とかつまたさんと4人で、図書室でお話をしたことがあります。そのときに鈴木啓一さん、小泉文人さんのほうからアンケートをしたいというお申し出がありましたので、時期的に議会の前であり年度末に近いということで、私は、今その必要はないと判断をしましたので、アンケートはしないというふうに申し上げました。隣におりましたかつまたさんも、今やる時期ではないと思いますし、僕もアンケートには賛成をしないというふうにお答えになりました。なので、その後、最初に申し上げましたように、昨年8月に住民監査請求で出てきたときには、えっ、やったのということで大変驚きましたし、なので、企画をしたとお尋ねがありましたけれども、このことについてはお答えはできません。

**○松井 努委員長** 少し整理させていただきますが、23年に実施したアンケートの調査について、今お尋ねをしたんですけれども、今のお話しですと話し合いをしたのは24年の1月ごろと（湯浅止子参考人「年度で」と呼ぶ）年度でいうこととでございますので、年度の中のことについてでありまして、日付はこの日付であったってということでよろしいわけですね。（湯浅止子参考人「はい」と呼ぶ）はい、わかりました。

次に(2)といたしまして、アンケート調査の企画について、具体的に誰と誰がどこでいつ話をしたのか、同席した人物がいたのかについてお尋ねをいたします。

はい、湯浅参考人。

**○湯浅止子参考人** 繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたように、

4人で1回だけ私はお話をした、その提案に対してですね、アンケートをやりたいという提案についてのお話をただけで、そこには4人以外の方どなたも同席はしていらっしゃいませんし、4人の中で、私とかつまたさんで、しないと、アンケートはしないとというふうにお答えをしておりますので、企画については答弁することができません。以上です。

○松井 努委員長 次に、(3)番といたしまして、アンケートについて、政務調査費会派の経理責任者として許可を出したのかについてお尋ねをいたします。

はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。先ほども申し上げましたようにアンケートについては、私もアンケート調査をしたということを知ったのが、昨年8月の住民監査請求による報道によって知ることになりましたので、それこそこの、今お尋ねの、経理責任者として許可を出したのかということに関しては、本当に、ともかくアンケートをしないとやったことでしたので、やったということに対してまず驚き、まあ、期数も重ねて経験のある良識のある鈴木さん、県会議員もなさった小泉さんがですね、私たちの同意を得ないで、まさかアンケートをすることは思っておりませんでしたので、経理責任者としての許可は、私の中では出しておりません。

○松井 努委員長 次に、(4)といたしまして、政務調査費がアンケート調査に使われた事実を、経理責任者として確認したことはございますかお尋ねをいたします。

はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。先ほどと繰り返しになりますので、もう3回も繰り返しましたが、アンケート調査に使われた事実について知ったのは、昨年の8月以降ということでございます。なので23年度のことにつきましての確認はしたことはございません。

○松井 努委員長 次に、アンケートの回答用はがきとアンケートの調査の報告書についてでございます。

(1)番といたしまして、アンケート回答用はがきの現物を見たことはございますかお尋ねをいたします。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 先ほども申し上げましたように、回答のはがきの現物を見たことはございません。

○松井 努委員長 次に(2)といたしまして、アンケート調査報告書の現物を見たことはありますか。

湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。これも調査報告書の現物は、現物を見たことはございません。

○松井 努委員長 (3)といたしまして、アンケート実施者に自身の名前が掲載されていることについては了承していましたかお尋ねをいたします。

はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。掲載されていることは了承しておりません。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

~~~~~

○松井 努委員長 次に、各委員からの質問を行います。委員におかれましては、意見聴取を求める事項の範囲を超えないこと、持ち時間を守ることに留意を願います。

それではまず、創生市川からお願いをいたします。

はい、鈴木雅斗委員。

○鈴木雅斗委員 はい。2ページの(2)番から質問のほうをさせていただきます。平成23年度のアンケートについて、平成26年の12月定例会以降に話したことはあるかお答えをお願いします。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 申し訳ありません。もう1度年度を、今、ページめくって、ごめんなさい。

○松井 努委員長 時計をとめてください。はい、もう1度、再度、鈴木委員、もう1度繰り返してください。

○鈴木雅斗委員 はい。2ページの一番下の、一番下の部分ですね。(2)番です。私の質問なのですが、上から順にやっていくのと、原則やっていきますので、そのとおり見ていただければ幸いです。よろしく願いいたします。(松井 努委員長「じゃあ、23年度の……」と呼ぶ) はい、(2)番についてです。(松井 努委員長「(2)番ですね」と呼ぶ) はい、平成26年の12月定例会以降に話したことはあるかお答えをお願いします。

○松井 努委員長 時計を進めてください。

はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。26年の12月定例会以降といたしますと、こと

しが 27 年ですね。なので、27 年度に入りまして、6 月に小泉議員にお話を伺うために、私とかつまたさんと秋本さんと 3 人で、プラス小泉さん 4 人で、図書室でお話をいたしました。アンケートについてというよりは、今回のいろいろな社民・市民ネットの名前が何回も出ましたのでそのことについて 1 度もお話し合いをしていない、また、小泉さんからのほうから何もアクションがなかったので、私たちのほうで 1 回お話をしようとうことで、お話をいたしました。アンケートについてというよりは、今回の政務活動費、あ、調査費のことに関してのお話をする、まあ、ひっくり返せば、アンケートについてのお話しと言うことで、それは 1 回いたしました。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 ありがとうございます。次の質問です。(3)番、同ページ 3 番、平成 23 年度に行われたアンケートについて、小泉議員が許可を得るため、湯浅議員のところへ小泉議員と当時の議会事務局の庶務課長が行ったと発言しているが、それは事実かお答えをお願いします。(発言する者あり) 行ったと発言しているが、それは事実(マイク混線)。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。私のところに小泉さん、また、庶務課長が来た記憶はございません。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 次の質問に移らせていただきます。小泉議員とは別に、鈴木前議員とも図書室において、平成 23 年度のアンケートについて話をしたことはあるのか、先ほどお話しした 1 回だけということか、間違えないのか御確認させてください。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。1 回のみでございます。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 次の質問に移らせていただきます。(5)番、個別外部監査以前に小泉議員に返納を施したことはあるのか(松井 努委員長「促したですね」と呼ぶ) 促したことはあるのかお答えをお願いします。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。促したことはございません。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 はい、次の質問に移らせていただきます。個別外部監査以降に

返納を施し、あー、促したことはあるのかお答えをお願いします。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 先ほど申し上げました6月、27年6月15日に秋本委員、そしてかつまた、私と3人でプラス小泉さんでお話をしたときに、秋本さんのほうから返納の意思はございますかということをお尋ね申し上げました。そうしましたら、小泉さんは、返納の、返納をベストとは思わない、返納はベストとは思わないというお返事をいただきまして、私たち3人は、あ、返納の意思はないのかというふうに理解をいたしました。以上です。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 ありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。7番の経理責任者としてのかかわりについて、イ、政務調査費の支出に湯浅経理責任者の押印がされているが、それは経理責任者として支出を認めたということによいのかお答えをお願いします。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。押印はしておりません。当時、23年度当時、印鑑は議会事務局のほうにお預けをしてありましたので、私は——もちろん私が押せば覚えておりますが、私は押した覚えはございません。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 はい、ありがとうございます。ということは、どのような形で、議会事務局が押印された経緯というものがわかりますでしょうか。よろしく願いいたします。

○松井 努委員長 ちょっと時計とめてください。鈴木委員の質問は、押されたということの経緯がどうであったを知りたいということによろしいですか。

○鈴木雅斗委員 要は、経理責任者の印鑑が議会事務局を通じて押されていないことを知ってる、議会事務局がどのような形で、その会計責任者の印を押したのかということ、押印は湯浅会計責任者の印鑑が押されているという経緯がありますので、一体議会事務局に預けている印鑑がどのように押されていたのかという再質問でございます。

○松井 努委員長 きのうもですね、その件につきましては、お話が出ましてですね、鈴木さんなのか小泉さんかわかりませんが、その方のほうから、議会事務局の庶務のほうにこういうわけで、こういう形の中でこういう支出をしたということについては、ほかの会派の皆さんのほうも了解をしている、あるいは代表者、経理責任者は、それについて了解をしていますかとそれについて了解

をしておりますという場合には、印鑑については庶務のほうに預けてありますので、庶務のほうで押したというふうな返事がございましたので、「(「押すこともある」と呼ぶ者あり)押すこともあるということでございますので、一応それについてについては、今私がまた再度聞きますので、時計を戻してください。湯浅参考人、その件についてお答えをいただきたいと思います。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。委員長がお話くださったように、私は本当にわかりません。議会事務局のほうでどなたが押したのか、そういうこともわかりません。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 では、委員長の共通の意見聴取事項の平成 23 年度に実施したアンケート調査についての(4)番、政務調査費がアンケート調査に使われた事実を経理責任者として確認したことはあるのかという項目の部分です。

〔「ここは自分で通告したことしか聞けないから、だめなんですよ。自分の通告の……」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。ページ数は何ページですか。ええ、何ページを指しているんですか。共通事項のほうは私のほうで……。

〔「通告していないんで、自分の通告のしか聞けないんで、自分の何ページのところか」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 御自分の通告した中についてのみ、質問をしていただきたいんですが。はい。

○鈴木雅斗委員 失礼いたしました。でしたら、慣れないもので、失礼いたしました。では、次の質問に移らせていただきます。平成 23 年度のアンケートについて(松井 努委員長「何ページの何番ですか」と呼ぶ)あ、3 ページの 7 番の A です。平成 23 年度のアンケートについて、政務調査費会派の経理責任者として許可を出したのかという部分の中に関して、こちら、経理責任者となりますと、こちら支出伝票や会計残高のほうを確認した上で、書類のほうを提出すると思うのですが、そちらのほうは、一切確認、そちらのほうもわからなかったという認識でよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい。先ほどの委員長による共通意見聴取事項の(3)番でお答え申し上げたとおりです。

○鈴木雅斗委員 わかりました。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 はい、では、次の質問に移らさせていただきます。平成 27 年 6 月 18 日、千葉日報掲載の記事について。

○松井 努委員長 はい、ちょっと休憩して、時計とめてください。

はい、石原委員。

○石原よしのり委員 進め方についてちょっと議事進行です。今、鈴木雅斗委員が、質問始めた 6 月 18 日付千葉日報の掲載記事についての質問なんですけれども、新聞記者のほうで書かれた記事の内容はどのような程度の、この、取材受けたというか、そこにテーマに載った方が答えるというのも何か不思議だと思いますし、今回の調査対象からは、そぐわないと私は思うんですけども、ここを質問してよろしいのでしょうか。

○松井 努委員長 一応、きのうのかつまたさんに対しても同じような質問が出ておまして、この通告書の中にですね、書いてありますので、昨日はこの件につきましては、発言をしていただいたという経緯がございますので、この中に書いてある通告であることについてはですね、一応、了とするというふうにさせていただきます。

はい、石原委員。

○石原よしのり委員 あの、昨日の中でもですね、この中で幾つか他の部分と共通しているのが入っているんで構わないと思って聞いていたんですけど、例えばこの中にですね⑦、⑧、⑨、⑩なんていうのは、まさに新聞記者の意見みたいなものですし、こういうのは、そぐわないと私は思っているんです。（「でも、きのう聞いていないところですから」と呼ぶ者あり）きのうはこの⑦、⑧、⑨、⑩は聞いておりません。

〔「意見聞くのですか」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 石原委員、今休憩中でございます、石原委員に申し上げたいんですけど、この通告の中に書いてあることにつきましてはですね、このように事前に通告されているわけございまして、参考人にその意見を聞くというようなことでありまして、証人とはちょっと違うような気もするんですね。つきましては、事実を解明するためには、お答えをいただけるということであれば、答えていただいたほうがいいのではないかと思います、御了解いただけませんか。

石原委員。

○石原よしのり委員 委員の皆さんが御了解であれば。

○松井 努委員長 はい、この件について。

○石原よしのり委員 委員に御意見が……。

○松井 努委員長 ほかの委員の方、御意見がございますか。

はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 今回は認めてもいいのかなと思いますが、このような通告が出ているというふうに、余り意識がなかったからスルーされて承認されてしまったのかなということがあると思うので、今後は、通告の内容が調査の範囲かどうかということ、もう少しみんなで事前にちゃんと検討しましょうということを提案して、本日については認めてもいいのかなと思います。

○松井 努委員長 ほかにこの件について——はい、稲葉委員。

○稲葉健二委員 私は、認める、認めないというよりも、この通告書を承認して異議なしと承認しているものに関して、そのまま読んでいるものに対して、ここで議事進行とか異議がかかっていること自体が不自然であって、もし、この内容に対して今のような意見があれば、その段階でやはりここでもんでいるべきだろうというふうに考えるので、質問自体は問題ないと考えます。

○松井 努委員長 ほかに——高坂委員。

○高坂 進委員 今の発言はちょっとおかしいんで、これはそれぞれが出したんであって、これでいいかというあれをこの中で1度もしていないんじゃないですか。代表の質問でこれでいいかってあれはあったけど、これについてっていうあれをやったという覚えはないと思いますけど。

○松井 努委員長 はい、堀越委員。

○堀越 優委員 私の考えをちょっと言わせていただきますと、湯浅止子参考人のこちらの冊子のありますよね。これをもとに、こっちの意見聴取事項をつくったわけですよね。ですからこの段階で出てるわけですから、それをこれっていうことはないと思うんですけど。

○松井 努委員長 それではまとめさせていただきますが、委員長といたしましては、参考人のほうがその部分については答えたくないとか、あるいは証言をしたくないとかいうようなことであるならば、そのように答えられる（「意思ではなくて、答えられるとか答えられないとか知らないとか」と呼ぶ者あり）それはわかりませんが、参考人のほうがそういうふうなことがあればですね、お答えにならなくても結構ですよということもありでございますので、ここに通告として書いてありますので、今の鈴木委員の質問についてはそのまま続行したいと思いますが、それで御了解いただけますか。——はい、それではもう1度時計をとめたままで、もう1度質問の内容を鈴木委員言ってください。再開いたしますけど、時計はとめておいてください。はい。

○鈴木雅斗委員 では、再開させていただきます。平成27年6月18日、千葉日報掲載の記事について、①、3ページですこちら。同会派のほかの3議員、以下3議員とは、かつまた竜大議員、湯浅止子委員、秋本のり子議員でよいかお答えをお願いします。

○松井 努委員長 はい、時計を回してください。

はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。3人でよろしいです。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 次の質問に移ります。②、3議員は、アンケートの回答用はがきを1枚も見ることがなく、アンケート結果に関する説明も一切受けていないと主張されているが、湯浅議員は、政務調査会派経理責任者として鈴木前議員や小泉議員に対して、アンケート結果に関する説明を求めたことがあるのかお答えをお願いします。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 先ほども申し上げておりますように、アンケートをしたことも知りませんでしたので、一切認めておりません。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 はい、ありがとうございます。③、3議員はアンケートの回答用はがきを1枚も見ることがなく、アンケート結果に関する説明を一切受けていないと主張されているが、湯浅議員は御自身の政務調査費に関し、鈴木前議員や小泉議員に対して、1度でも説明をしたことがあるのかお答えをお願いします。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 湯浅議員の御自身の政務調査費、私の政務調査費、これについては説明したことはございません。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 はい、次の質問に入ります。3議員が、(時間終了の合図) 今月、小泉議員に切手購入分全額の返納を促したとあるが、湯浅議員はどのような言葉で、施したのか——促したのか、をお願いします。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 促してはおりません。返納の意思はありますかというお話を、秋本のり子さんがなされた場所に同席をしていたということです。

○松井 努委員長 はい。

○鈴木雅斗委員 以上です。

○松井 努委員長 次に公明党。

はい、堀越委員。

○堀越 優委員 5ページの、平成23年度に実施されたとするアンケート調査についての(1)番目。当時ですね、政務調査費を支給する都合上、支給会派に加わった小泉文人議員と鈴木啓一前議員に対しまして、湯浅止子議員が経理責任者ということなんですけれども、その、使途や残高確認等、経理事務や会派としての経理説明は、この小泉文人議員と鈴木啓一元議員に対して説明を行ったのかについてお尋ねをいたします。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。23年度の政務調査費の会計につきましてお答えをいたしますが、お2人が入っていらっしゃいましたが、私はあくまでも、かつまた、秋本、湯浅、3人の会計責任者として自分は存在しているという認識、そこにお2人、いや、お2人がお入りになってきたので、会計責任者として名前がそこにあるということはわかっております。しかし、議会事務局の庶務のほうからですね、会計についてお話をいただくときには、3人についての報告、それから、あと幾ら残っているとかってそういうことは、代表のほうにお話があって、それを私が確認をするということで、その3人についてはしっかりと確認しておりますが、鈴木啓一議員、小泉文人議員の収支については見た覚えはございません。

○松井 努委員長 はい、堀越委員。

○堀越 優委員 それでは、今、答えられた内容なんですけど、ということは、経理説明もしていないということでもよろしいですね。はい。

○松井 努委員長 はい、よろしいですか。

はい、次に自由民主党。

はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 2ページですね、(5)番から質問いたします。市民や支持者などから、アンケートについて問い合わせや質問などを受けたことがあるかということで、一応お名前をですね、使われているということがわかりましたので、その辺を湯浅議員はどうだったのか確認させてください。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、お答えいたします。アンケートに関する問い合わせは、一切ございませんでした。もしやっていたとしたら、あったと思います。これは余分です。ごめんなさい。ありませんでした。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 会派結成に際してですね、先ほどの御回答の中で、1ページの(2)番、会派結成に際して、会派のルールについて小泉文人議員、鈴木啓一前議員とはどのようなやり取りがあったのかということ、先ほどの回答の中では、その鈴木啓一前議員と小泉文人議員の話しかけよりも先にですね、かつまた竜大さんのほうから相談があってお決めになったということをお伺いしましたけれども、直接、鈴木前議員、あるいは小泉文人議員の申し入れなどは確認したことはあるのかどうかお答えください。

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。この1ページの(2)のルールについてのやりとりがあったかっていう質問でよろしいですか。

○佐藤ゆきのり委員 はい、そうです。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい。ルールについてのやり取りはございませんでした。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。ルールについてやり取りはなかったという回答ですね。

○佐藤ゆきのり委員 わかりました。それではもう1度ですね、ちょっと確認のためにお伺いいたしますが、先ほどですね、図書室で1回だけ（松井 努委員長「何ページですか」と呼）共通質問中ですね、23年度に実施したアンケート調査について、アンケート調査は誰が企画し、(1)ですね。会派においてどのような話し合いがあったのかと（発言する者あり）共通、共通の1、ごめんなさい、共通の1番（松井 努委員長「共通、はいはい、うん」と呼ぶ）委員長による共通の意見調査事項の……。

○松井 努委員長 1ページの23年度の分の、23年度の(1)ですね。はい。

○佐藤ゆきのり委員 では、同じ内容ですね。すいません。じゃあ、1ページの政務調査費上の会派、社民・市民ネットについての質問の中の(1)、政務調査費の受給に当たり、どのような経緯で5人会派、社民・市民ネットを結成したのか、これ答えていただきました。その回答の中でですね、5人で話し合いをしたことはない、4人で図書館で、24年の1月に4人で図書室で……。

〔発言する者あり〕

○松井 努委員長 もう1度確認でちょっと時計をとめてください。佐藤委員に申し上げますが、1ページのですね、23年度の実施したアンケートの中の(1)のところですね、共通の私のほうの質問の中で、お話を尋問いたしましてお答えをいただいているんですが、それ以上に深く知りたい部分があるんですか。という

のは、どのような話し合いがあったかについては、話はなかったというふうなことでありまして、それ以上は参考人のほう、答えようがないのではないかと思うんですけれど。

○佐藤ゆきのり委員 わかりました。それじゃあ、ちょっと考えさせてください。

〔発言する者あり〕

○松井 努委員長 はい、じゃあ次に移ってください。いや、時計は……。

〔佐藤ゆきのり委員「以上で、では、2回目の時に」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 そうですか、はい。次に日本共産党。

金子貞作委員。

○金子貞作委員 1 ページの、平成 23 年に実施したアンケート調査について、(1)の共通の部分ですが、アンケート調査を誰が企画し、会派においてどのような話し合いがあったのかについて、確認の、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。平成 24 年の 2 月ごろ、図書館で、先ほどの答弁、説明だと 5 人で話し合ったっていう、ちょっと私の記憶、4 人ですね。4 人で図書館で話し合ったということなんですが、時間はどのくらい話し合いをされたのかお尋ねします。

○松井 努委員長 湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。4 人で話し合った時間、皆様も 3 年前にお話し合いをしたこと、時間、思い出せるでしょうか。私も定かではございませんが、30 分以内だったと思います。

○松井 努委員長 はい、金子委員。

○金子貞作委員 それで小泉氏、そして鈴木元議員からアンケートしたいと、こういう話があったとき、このアンケートの内容については具体的な、どういう内容でやりたいのかという説明はあったんでしょうか。

○松井 努委員長 湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 記憶の中にはございません。アンケートをしたいというお話でした。

○松井 努委員長 金子委員。

○金子貞作委員 アンケートをやるべきではないということを促したという説明がありました。先ほど、湯浅参考人の説明では、相手方はそれに対してやらないとこういうふうに言ったというふうに先ほど（松井 努委員長「それは言っていないと思いますよ」と呼ぶ）ただ、共通項目の 3 番で、報道で知ったのでやらないと言ったのにやったと思わなかったと、こういう説明があったんですけど。

○松井 努委員長 時間を中断いたします。もう 1 度その件については時間をと

めたまま、参考人よろしいですか。確認、発言をお願いします。

○湯浅止子参考人 私がやらないと言ったので、お2人がやるかやらないかの意思表示は聞いておりません。

○松井 努委員長 はい、再開いたします。

金子委員。

○金子貞作委員 やるべきではないと言ったことに対して、そうすると小泉さんは、それに対して何もお答えがなかったのでしょうか。その辺の感触はどうだったのでしょうか。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 私とかつまたさんのほうで、時期的に年度末である、また、2月の定例会、3月の予算に関しての時期なので、アンケートに傾注するときではないというふうに判断をして、私はアンケートはやらない、かつまたさんもやらないというふうにおっしゃられて、お2人がその後、私たち2人がやらないと言ったのを聞いてどんなふうに判断なさったかは、私も想像の中で、会派の中で、先ほど申し上げているように、政務調査費の会派だけれども2人がやらないと言ったら、やらないのかなあという想像はありましたけれども、お2人がどんなふうに判断なさったかはわかりません。

○松井 努委員長 はい、金子委員。

〔金子貞作委員「終わります」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 次に、無所属の会。

はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 1ページの一番上ですね。政務調査費上の会派社民・市民ネットの(2)について伺います。会派結成に際して、会派のルールについて、2人とはどのようなやり取りがあったのかということで、これはきのうも同じような質問をお聞きしているんですが、例えば新聞代とか市内出張とか携帯電話の通信費などはこうしようとか、会派全体でやる広報、会報の発行とか折込代はどうしようとか、そういうようなルールについて取り決めがあったのかどうか伺いたいと思います。

○松井 努委員長 湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 鈴木啓一議員は大変期数の多い方で、経験豊かな方でいらっしゃるし、私たちはこのときまだ2期目でした。啓一議員のほうがこういうルールについては精通なさっているというふうに思っておりましたので、あえてこの部分で、ルールについてお話し合いをした覚えはございません。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 次に移ります。1 ページ目の平成 23 年度に実施したアンケート調査についての(4)ですが、そうですね、切手を購入することを知った時期ということで、昨年8月の住民監査請求まで知らなかったということなんですが、先ほど来お話をしている中で、平成 24 年 1 月に議会図書室において話し合いをした際に、アンケートについては、加わりませんという話を回答をしたということは理解いたしましたが、小泉議員、鈴木議員からは切手を購入するというようなお話しはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。アンケートについてのみのお尋ねでございました。話し合いでございましたので、切手については一切触れておりません。

〔越川副委員長「以上です」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 はい。次に、創生市川。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 では、先ほどの続きをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。通告書の3 ページの一番下(7)番、ウ、⑤3 議員は今月、小泉議員に切手購入分全額の返納を促したが、返納の意思を確認できずとあるが、湯浅議員は小泉議員のどのような言葉で返納の意思を確認できないとしたのかお答えをお願いします。

○松井 努委員長 はい、湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、委員長。先ほどもお答えをいたしました。返納をベストとは思わない——返納はか、ごめんなさい。返納はベストとは思わないというふうにおっしゃられた言葉で判断をいたしました。

○松井 努委員長 鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 はい。次の質問に移らせていただきます。3 議員は、今月、小泉議員に切手購入分全額の返納を促したが、返納の意思を確認できず、決議は返納要請を無視するなど極めて悪質と指摘したとあるが、私たちの会派の独自調査では、湯浅議員より直接的な返納を促されたことはないとお泉議員が話している。湯浅議員が小泉議員に返納を促した回数は何回なのか、お答えをお願いします。

○松井 努委員長 湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 先ほども申し上げました。私は1度も申し上げておりません。3 人の中で、秋本議員が返納の御意思はありますかということをお尋ねになったのみです。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 次の質問に移らせていただきます。3議員は本月、小泉議員に切手購入分全額の返納を促したが、返納の意思を確認できず、決議は返納要請を無視するなど極めて悪質と指摘したとあるが、千葉日報の取材に対して誰が応じたのかお答えをお願いします。

○松井 努委員長 湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい。存じ上げません。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 はい。次の質問に移らせていただきます。3議員は本月、小泉議員に切手購入分全額の返納を促したが、返納の意思を確認できず、決議は返納要請を無視するなど極めて悪質としたとあるが、全額分とは平成23年度から平成25年度分までの切手購入分の金額でよいかお答えをお願いします。

○松井 努委員長 湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい。社民・市民ネットにかかわるといふ分といふふうに思いますが、返納を私も促しておりませんので、これはお答えができません。

○松井 努委員長 鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 次の質問に移ります。個別外部監査の検出事項にかかっていない、平成24年度及び平成25年度分の切手購入金額について、なぜ返納を求めたのか。

○松井 努委員長 はい、時計をとめてください。議事進行ですか。

〔「はい。議事進行です」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 はい。三浦委員。

○三浦一成委員 先ほど来から湯浅議員は、返納を求めているという回答を繰り返していますので、この質問に関しても返納を求めたのかという質問に関しては、重複の可能性があると思われれます。いかがでしょうか。

○松井 努委員長 委員長といたしましても、湯浅参考人は返納を促していないというふうに言っておりますので、その辺を勘案の上ですね、質問を整理してください。再開いたします。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 でしたら⑨番に関しては、返納を促していないということで、次の質問に移らせていただきます。

個別外部監査の検出事項にかかっていない、平成24年度及び平成25年度（松井 努委員長「10番ですね」と呼ぶ）はい。（「返納の根拠ですよ」と呼ぶ者あり）

返納を求めた根拠はどこにあるのかという部分なのですが、求めているという回答をいただきましたのでわかりました。

○松井 努委員長 次に移ってください。

○鈴木雅斗委員 はい。以上でおしまいです。

○松井 努委員長 次に、民主・連合・社民。

○石原よしのり委員 これまでの質問と回答で（松井 努委員長「石原委員」と呼ぶ）済みません。これまでの質問と回答で私の質問事項は網羅されていると思いますので、これで終わります。

○松井 努委員長 次に、公明党。

はい、宮本委員。

○宮本 均委員 5ページの、うちの分の(1)と(2)ですけども、まず(1)で、先ほどの答弁です、3人の会計責任者であるという思いを言ったんでしょ、これちょっと重要なんですけども、湯浅議員のいわゆる思いなのか、または会派のほうとして認められたことなのか。代表はそれでいいよと言ったのかどうか、この点についてはどうでしょうか。

○松井 努委員長 湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 これは私の思いでございますので、会派代表にお話をしたことはございません。3人の責任というふうに私は思いがありました。しかし5人、会計の中にいらっしゃるわけですから、当然その部分は責任はあるというふうには思います。しかし、お2人の会計に関しましては、確認をするときはございませんでしたという状況です。

○松井 努委員長 宮本委員。

○宮本 均委員 わかりました。1つの支給分に関して二重管理というのはちょっとあり得ない話ですから、それをちょっと確認させていただきました。

あと私ちょっと細かく、使い方、残高確認、経理事務ということを行っているんですが、最初の委員長の共通のときの(2)のほうに、ではちょっと移りますけども、最初の答弁です、アンケート調査、行ったっていうのを確認したのは8月以降ですという答弁がありました。その際ですね、どうしても経理責任者ですと年度末の決算がございます。きのう、かつまた代表のほうには、いわゆる詳細ではなく大まかな一覧で確認をしたとありますが、湯浅議員は経理責任者として、この時点で、本来であれば通常の経理処理はやっぱり伝票、領収書、つけ合せとやります。当然、残高確認が一番大事なことになります。この作業を行うっていうのは一覧では無理なことなんですね。先ほど3人だけの会計なのかど

うかっていうのを聞いたのは、実はその点にあるんで、あくまでもやっぱり、5人分の経理処理を行う上では、この時点でできた——まあ、これは僕の考えですから、それに対してどうかという質問はしません。年度末処理、どういう会計処理をされたんでしょうか。

○松井 努委員長 湯浅参考人。

○湯浅止子参考人 はい、お答えいたします。先ほど3人と言いましたが、議会議事務局のほうから、かつまた代表のほうに大まかな、全体のものがまいります。それは私も一緒に、3人で一緒に確認をいたします。そしてその後、庶務課のほうから、私の会計責任者ということで、おっしゃったように細かいものを見せていただきます。領収書、それからこういう支出ということで項目別に見ました。でも、その部分で、庶務課の方も御遠慮なさったのか、こちらのお2人については私のほうで、向こうへ伺って、向こうへというのは部屋が別でしたので、向こうへ伺って、お2人の確認をいたしますというふうにおっしゃられましたので、よろしく願いいたしますということで、私自身は3人の分をしっかりと見させていただいて、お2人の分については先ほど申し上げましたように、大変経験が豊かな鈴木啓一議員がやっていらっしゃる会計でございますので、あっ会計じゃない、やっていらっしゃる事なので、そちらで確認をしたいという庶務課の方の、お受けいたしまして、その部分はさっと見ることも申し訳ないのかなという思いはあったように記憶をしています。なので、見ていないということではなく、そういう状況の中で、3人はしっかりと確認をいたしましたが、お2人の分は、お2人が確認なさるというふうに理解をして、それを庶務課の方がお2人、小泉さん、鈴木さんのほうにお持ちになったというふうに私は、思っております。

○松井 努委員長 宮本委員。

○宮本 均委員 それですと会派としての過信ですね、いわゆる。3人分は見た、2人分は事務局のほうに任せた、最終的に合算の作業というのは、当然出てきちゃいますよね。3人の分は湯浅さんがしっかりとやっていた、それで使った分、正確っていうことも確認されたんだと思うんですけども、会派として3プラス2の分の確認は、事務局にお願いしたってということですか、最後は、そうですね。——そうですか、わかりました。はい。

○松井 努委員長 はい、よろしいですか。はい、次に創生市川。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 よろしいですか、はい。

次、公明党——よろしいですか。

次は清風会でありますが、通告がございませんので、次に移ります。

次に自由民主党。

はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 先順位者の意見聴取でほとんどわかりましたので、結構です。

○松井 努委員長 はい、次に日本共産党。
〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 はい、次に無所属の会。
〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 はい、次に維新の党・花の会。
〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 以上で湯浅止子参考人に対する意見聴取は終了いたしました。湯浅止子参考人には、長時間ありがとうございました。退室していただいて結構でございます。

暫時休憩いたしますが、午後は、午後1時30分から再開する予定でございますので、よろしくお祈りいたします。

午前10時58分休憩

午後1時30分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

まず、青山ひろかず氏に対し、本委員会として尋問すべき事項について御協議願います。

本日の本委員会に、証人として青山ひろかず氏の出頭を求めています。

同氏に対しては、最初に委員長から本委員会としての共通事項を尋問します。

尋問事項案については、招集通知とともに事前に配付してありますので、御意見を伺いたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、お諮りいたします。

本委員会として共通して尋問する事項は、原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 挙手全員であります。よって、原案のとおり決しました。

○松井 努委員長 それでは、これより証人尋問を行います。青山ひろかず証人
に入室してしていただきます。暫時、休憩いたします。

午後 1 時31分休憩

午後 1 時32分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

青山ひろかず証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいます。ありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に、著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁

錮に処せられることとなっております。

以上のことをご承知いただきたいと思います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立願います。

〔全員起立〕

○松井 努委員長 宣誓書の朗読を願います。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。

平成 27 年 11 月 13 日

青山ひろかず

○松井 努委員長 それでは、宣誓書に署名捺印願います。

〔青山ひろかず証人 署名捺印〕

○松井 努委員長 全員、御着席願います。

~~~~~

○松井 努委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。

本日は、『政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査』に関する重要な問題について、証人より証言を求めるのでありますから、証人の人権に留意することはもとより、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、御協力をお願いいたします。

これより青山ひろかず証人から証言を求めます。

最初に委員長より、所定の事項をお尋ねしてから、次に、各委員から発言を願うことにいたします。

初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは青山ひろかず氏ですか。

○青山ひろかず証人 はい。間違いありません。

○松井 努委員長 続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいております、『確認事項記入票』のとおりで間違いございませんか。

○青山ひろかず証人 はい、間違いございません。

○松井 努委員長 それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した共通事項に



ついて、何点かお聞きいたします。



○松井 努委員長 まず、平成 24 年度、平成 24 年 10 月 15 日から……その前に青山証人のほうから筆記用具の所持を求められておりますので、これを許可いたします。

平成 24 年度、平成 24 年 10 月 15 日から 11 月 15 日に、会派緑風会第 1 がボランティア・新生会・市民の嵐と（「市民の嵐」と呼ぶ者あり）市民の嵐と、失礼いたしました。市民の嵐と合同で実施したとされるアンケートについて。まず(1)、アンケートの概要はどのようなもので、誰が企画したのかについてお尋ねをいたします。

○青山ひろかず証人 このアンケートの概要……。

○松井 努委員長 挙手をしてください。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 このアンケートの概要はどのようなもので、誰が企画したのかは、私は一切知りません。

○松井 努委員長 次に 2 番といたしまして、アンケート回答用はがきを印刷したのはどこの会社ですか。お答えください。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 これも、どこの会社が印刷したのか、その当時は見たことも聞いたこともありません。

○松井 努委員長 次に(3)といたしまして、アンケートの回答用はがきを見たことはありますか。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 アンケートの回答用は、はがきを見たことはありません。

○松井 努委員長 次に(4)といたしまして、1,500 枚の切手を購入したのは誰ですか。お答えください。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 1,500 枚の切手、80 円切手を購入したのは私ですが、先ほども言っていましたようにこのアンケートには一切関わっておらず、この当

時、まだ、私が市議会議員になりまして1年足らずでありました。その当時は政務活動費等、その他詳しいことはよく熟知しておらず、たまたま、この時期にですね、緑風会から新生市川、この会派を移籍した際にですね、私が、多分、よくは覚えてありませんけど、ロビーかどっかですね、政務活動費の精算をしていたところですね、小泉議員、会派の代表である小泉議員が来まして、先輩何やっているんですかというふうに言われたので、今政務活動費の請求の精算をしているというふうに言ったところ、小泉議員から、そんな面倒くさいことをすることはないですよ、切手を買って換金すれば済んじゃいますし、まあ、松永議員も、みんなやっていますよというふうに言われたものですから、私はああそうですかというふうなことですね、この1,500枚の切手を購入したという経緯はあります。

○松井 努委員長 もう1度確認をいたしますが、それでは、1,500枚掛ける80円の切手を、御自分で買ったということで間違いございませんか。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 これは、間違いありません。

○松井 努委員長 次に(5)番といたしまして、1,500枚もの切手を誰がいつ、どこで、どのように張ったかについてお尋ねをいたします。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 たまたまこの時期に1,500枚の切手を買って購入しましたが、たまたま自分の会報、いわゆる後援会の会報を送る時期でありましたので、その会報にその切手を使ってしまいました。また、こういうところに切手を使っていいという認識が、まだ議員になって浅く、これは深く反省をしているところであります。切手は自分でうちの奥さんとですね、1,500枚ですから、一遍に1,500枚張って出すわけではありませんから、会報ですから、まあ、1週間、10日以上かかったと思いますが、シールと切手を張ってですね、随時それを会報を送った記憶はございます。

○松井 努委員長 次に(6)番といたしまして、アンケート調査は、誰がいつどこでどのように実施したのかについてお尋ねをいたします。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 先ほど申しましたように、このアンケートには一切かかわっておらず、いつ誰がやったのかわかりませんが、多分、小泉議員が実施したの

かというふうに認識しております。

○松井 努委員長 7番といたしまして、返信されたアンケート回答用はがきは、誰がいつ、議会事務局の誰から入手したのかお答えください。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 先ほども何回も申し上げましたが、このアンケートには一切かかわっておらず、誰が入手したのかわかりません。

○松井 努委員長 (8)番といたしまして、アンケートの調査報告書は、誰がいつ、どこでどのように作成したのかについてお尋ねいたします。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 先ほど、何回も言ってますが、アンケートは実施しておらず、私はその調査の報告書等はですね、パソコン等はできないので、そういう集計等も、いつ誰がやったのかわかりませんが、多分、小泉議員が議会事務局に提出したのではないと思います。

○松井 努委員長 次に平成24年度、平成24年12月15日から、平成25年1月15日に実施したとされるアンケートについてお尋ねをいたします。(1)番といたしまして、アンケートの概要はどのようなもので、誰が企画したのかについて、お尋ねをいたします。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 このアンケートの概要、どのようなもので、誰が企画したのか、これはアンケートは実施しておりませんので認識もしてないし、わかりません。

○松井 努委員長 (2)番といたしまして、アンケートの回答用はがきの返信先が自宅となることについては、了承したのかについてお尋ねします。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 この、自宅に返信先が了承したかということですが、これは、この問題が発覚したときに議会事務局のほうから請求書っていいですか、政務活動費の請求の議案書を見せてもらったときに自宅の住所になっていたことに、大変びっくりしたところでございます。

○松井 努委員長 ということは、知らなかったということよろしいですか。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 そのとおりです。

○松井 努委員長 次に小泉氏が青山氏に対して 24 万円を渡したという件についてであります。(1)番といたしまして、小泉証人によると、青山議員よりアンケート項目をお願いできないかと持ちかけられたとのことであったが、アンケート項目のサンプルを依頼したことがあるのかについてお尋ねをいたします。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 先ほど申し上げましたように、このアンケートには参加もしておらず、了承もしておりませんので、そういうことはありません。

○松井 努委員長 (2)番といたしまして、24 万円分の政務活動費は、誰が請求したのかについてお尋ねいたします。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 24 万円分の政務活動費は、誰が請求したのかということですが、この政務活動費の請求等は私はしておりません。この当時、やはり会派の代表、また、会計責任者である小泉議員に全て任せてありましたので、概要その他は全然承諾もしていないし、熟知もしておりません。

○松井 努委員長 (3)といたしまして、24 万円分の支出伝票は誰が起票したのかについてお尋ねいたします。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 先ほど言ったように、政務活動費の請求はしてありませんし、支出伝票は誰が起票したのかはわかりませんが、多分、会派の代表の会計責任者である小泉議員ではないかというふうに思います。

○松井 努委員長 それでは、もう 1 度総括でこの件につきましてお伺いいたしますが、小泉証人のほうから青山氏に対して、24 万円渡したというふうな発言もございましたけれども、青山議員はこの 24 万円は受け取っていないということ、よろしいですか。(「下、下になっちゃいます」と呼ぶ者あり) これか。

(「だからこれを聞けばいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり) そういうことか、はい、すいません。それでは、平成 24 年度に実施したとされたアンケート調査についてであります。小泉文人証人から、政務活動費で購入したとされる切手代 24

万円を、会派を離脱したときに渡したと証言がありますが、受け取った事実はどうですか。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 先ほども何回も申し上げておりますが、当時、まだ議員になって1年足らず、政務活動費の使用方法、その他細かいことは一切熟知しておらず、このようなことで大変迷惑をおかけしたことに對して、深くお詫びを申し上げます。ということで、この会派を離脱したときに24万円を渡したという証言があったようですが、私は24万円をもらった覚えは一切ありません。

~~~~~

○松井 努委員長 次に、各委員からの尋問を行います。

委員におかれましては、証言を求める事項の範囲を越えないこと、尋問の持ち時間を守ることに留意を願います。

それでは、まず創生市川からお願いいたします。

鈴木雅斗委員。

○鈴木雅斗委員 はい、マイク入っていますか。時計をとめてください。

○松井 努委員長 はい、時計をとめてください。——はい、再開いたします。

○鈴木雅斗委員 切手購入、5ページの（松井 努委員長「5ページ」と呼ぶ）はい、5ページの中段より下の丸い部分です。切手購入金額は、全て返納したのかお伺いをいたします。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。切手の購入金額は、全て返納いたしました。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 はい、次の質問に入らせていただきます。本特別委員会も理由の中に、平成27年6月16日時点で返納の申請手続が取られていない議員に対して、調査事項として調査のほうを進めております。その上で、私たちの会派にある独自調査によると、青山議員は、6月24日、議会事務局庶務課に返納したようだが、返納当時に議会事務局庶務課より6月24日付の預り証を受け取ったかお伺いします。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。24万円の返納請求書の預かり証は、受け取ってはおりません。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 はい。次の質問に移らせていただきます。私たちの会派による独自調査によると、鈴木前議員が6月22日に議会事務局庶務課に返納、小泉議員が6月23日、議会事務局庶務課に返納しており、青山議員は6月24日、議会事務局庶務課に返納ということで、一番遅い返納者ということでよいかお伺いします。

○松井 努委員長 はい、青山証人。はい、時計をとめてください。

はい、三浦委員。

○三浦一成委員 ただいまの創生市川さんからの尋問に関してですが、青山証人に関し、本委員会は、青山証人に関しての調査権を持っているものではなく、この質問に関しては、青山委員への調査かのような尋問だと考えられるんですが、今の質問は、青山証人は証言する必要があるでしょうか。

○松井 努委員長 先ほども少しこれと同じようなことがございましたけれども（「証人、証人、ちょっとやっぱり、調査範囲は限られるのでは」と呼ぶ者あり）そうか、どうしよう（「だから、やはり、要は参考人のときは、参考人に自由に意見を聞くっていう話で先ほどの運用だったんですが、今回、証人を、結局青山さんの調査じゃないから、調査範囲を超えているということですよ」と呼ぶ者あり）休憩です。それでは、もう1度、休憩中です。鈴木委員はですね、どういう意図で、今このことについて質問されているのか。要するに、私が思いますには、青山証人がお2人がいつ返したことについてですね、知っていたか知らないかわかりませんが、その中で一番遅い返納者ということで、いいですかというふうな質問であります。それは確認ができない、あるいは答えられないということであるならば、どういう意図でそれを質問されているんでしょうか。はい。

○鈴木雅斗委員 それ以前にも通告が決議なされている、が中身を見た上で、決議のほうになされているということですので、私は通告にのっとなって質問させていただいたまでです。

○松井 努委員長 ですから、一応ここには質問の通告が書いてありますが、この時点でのですね、返納者が一番遅い返納者だったというふうに証人のほうは、自覚していたかどうかについてはちょっと定かではないんですけど、何の意味でその質問の調査をされているのかについてお伺いしております。

はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 こちらの件に関して言うのであるならば、返納の時期というものはやはり重要になってくると思います。その100条の特別調査というものが、小泉文人議員、そして、鈴木啓一元議員に対して対象になっているのに、彼らは遅く返納したことで調査対象となっている。

〔「全然関係ないじゃん」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○松井 努委員長 ちょっと待ってください、ちょっと整理しますので、鈴木委員に申し上げますが、今、一番、今の鈴木委員の認識ですと、鈴木前議員、小泉議員は一番遅く返納したから、今回、100条委員会にかけられたというふうな認識があるという言い方ですか。

○鈴木雅斗委員 いずれにしましても、内容が、あっ……。

○松井 努委員長 はい、いいですよ、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 いずれにしても、内容を吟味した上で、この通告で問題ないのかという決をとったうえで、通告にのっとって私は質問しております。でしたら、決をとる際に、なぜ通告外だという疑問が委員会の中で起こらなかったのかという御回答でよろしいでしょうか。こちら、弁護士のほうでも確認をしまして、法的なアドバイスをいただいた上で、お願いしてよろしいですか。

〔正副委員長、本多弁護士に確認〕

○松井 努委員長 お答えいたします。まだ休憩中ですので、要はですね、確かに通告を受けたときにはここに書いてあるとおりでございますが、今、三浦委員のほうからですね、少し、調査対象外ではないかというふうな疑義が出されたので、今お聞きしたわけですけれども、一応これは青山証人にも絡んでくることとございますので、青山証人は答えることについては、いかがでしょうか。まだ休憩中ですので（「時間の休憩中です」と呼ぶ者あり）はい、時間の休憩中です、ごめんなさい。青山さん、はい、どうぞ。はい、青山さん、いかがでしょうか。答えることについては、可能ですか。

〔青山ひろかず証人「問題ないです」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 はい、そうですか。それでは再開、時間を進めてください。今の質問でございますが、青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。今、鈴木委員からあった質問ですけれども、先ほども申し上げたとおり、この会派の会計責任者は小泉議員でありまして、お金のことは全部小泉議員が把握しております。で、そのお金は、私は先ほど返しましたというふうに証言しておるので、これをいつ返したのか小泉議員に聞いてみないとわかんないのではないかと思います。

○松井 努委員長 ということで、よろしいですか。鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 わかりました。以上で質問を終わらせていただきます。

○松井 努委員長 次に公明党。

堀越委員。

○堀越 優委員 はい。5ページですね、(1)と、まず(1)から質問させていただきます。会派でアンケート調査を行う際にどのような説明を受けて調査を実施したのかという点についてお聞きしたいと思います。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。これは、会派のほうから説明もどういうふうに実施するかも、私はこのアンケートに参加しておりませんから一切わかりません。

○松井 努委員長 はい、堀越委員。

○堀越 優委員 次に(2)番目の、6ページの(2)番目、年度の途中で会派に加わった証人は、会派の経理責任者から政務活動費の使途や経費残高等経理全般の説明を受けたんでしょか。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。今質問にありました会派の経理責任者から、政務活動費の使途や残高等経理全般の説明は一切受けておりません。

○松井 努委員長 はい、堀越委員。

○堀越 優委員 はい。受けてないということなんですけれども、では、逆に、1年生、先ほどもあったように1年では何もわからないということでありましたので（「熟知していない」と呼ぶ者あり）熟知していないということなので、要するに、そういう使い道とか残高とか経理全般の説明は受けてないけれども、政務活動費、政務調査費っていうのは、どんなもんですかっていう質問はしなかったんでしょか。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 はい。先ほども申し上げましたように、これは本当に恥ずかしい話であります。まだ1年足らずで、政務活動費はそういうふうに使って、——先ほど一番最初に言ったように、切手購入というようなこともあって、ああこんなふうに使ってもいいのかなというふうに、何て言いますかね、軽く考えたって言いますか、そこんところは、僕も十分反省しなくてははいけませんけれども熟知してはおりませんでした。今は2期目となりまして、いろんな活動費等、そういったものはわかっているはずだと思っております。そのときには、この会派を離脱するときに渡したとされる証言があるということは、これは、熟知していなかったし、この証言も真実とは食い違っているというふうに、えー、あります。

○松井 努委員長 はい、堀越委員。

○堀越 優委員 はい、いいです。

○松井 努委員長 はい、次に自由民主党。

はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それでは質問いたします。2ページ目の、まず6番からですね。アンケート、これは、アンケート調査は誰がいつどこでどのように実施したのか、存じ上げているかどうか確認いたします。

○松井 努委員長 いつの分——ここに書いてありますか。2ページですね。はい、24年度の方ですね。

はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。その件に関してもですね、アンケート調査は、いつ誰がやったのか私にはわかりません。アンケートは一切しておりませんので、小泉議員がやったのではないかというふうに思います。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 はい、それでは、次に2ページの(15)番、アンケートの調査報告書を見たことはありますでしょうか。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 アンケートの調査報告は、この件が発覚といいますか、問題になって、以前は見たこともありません。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それでは、次にですね、1ページ目の16番に戻ります。アンケート結果について、会派内で話し合ったことはあるかどうか、この辺を確認いたします。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。アンケート結果について会派で話し合ったこともないし、先ほど申し上げましたようにアンケートはやっておりませんので、話したことも聞いたこともありません。

○松井 努委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 それでは、次に4ページ目、4ページですね、下の欄ですね、小泉氏が青山氏に対して、24万円渡したという件についてお尋ねをいたします。

(2)番ですね。どのような経緯で小泉証人より24万円を受け取るようになったのか、わかれば教えてください。(「もらってない」と呼ぶ者あり) これは、わから

なかったって言っていますけれども（「もらってないって」と呼ぶ者あり）ああ、もらってない、もらってない、わかりました。

○松井 努委員長 もらっていないと言っておりますので、この件は……。佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 はい、それではですね、それじゃあ以上で結構です。

○松井 努委員長 次に日本共産党。

高坂委員。

○高坂 進委員 はい。先ほど共通質問の中で、（松井 努委員長「ページ数をお願いします」と呼ぶ）ページ数はどこになるのかな、アンケートの調査報告書じゃない、アンケートをやるときに誰が企画したのかという（松井 努委員長「何ページ何番ですか」と呼ぶ）1ページ、1番、誰が企画したのかということで、わかりませんっていうお返事をいただきましたけれども、その中だったかな、どこだったかな、松永議員がやっているっていうそういう話がありました、4番ですか（「ああ、違う違う、共通の4番」と呼ぶ者あり）っていう話、いただきましたけれども、（「8番、8番、それ、8番」と呼ぶ者あり）8番ですか、松永議員から1人か2人いらっしゃるんですが、どちらの議員ですかね。

○松井 努委員長 まあ、青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長、共通事項のほうのこの8番ですか。

〔「4番、共通で4番」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 先ほどですね、4番の中でそんな程度のことは、松永議員もやっていることだし云々ということだと思いますけど、その松永さんっていうのはお2人いますけれども、どちらの松永さんということでしょうかという質問だと思います。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。先ほど言葉足らずでありましたが、松永鉄兵議員もやっているし、みんなもやっているからというふうに小泉議員から聞きました。

○松井 努委員長 はい、高坂委員。

みんなは入っていなかった、さっきは（笑い声）。

はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 先ほどみんなを、入ってましたよね。入ってました。（松井 努委員長「あ、そうですか。はい、すいません」と呼ぶ）そういうふうに私は聞いて、そんなものかなと、まだ1年足らずでわからず、そんなものかなあと、小泉議員は県会議員を2期も務めて、そういう政界のものには熟知しているものと

信じきっておりました。

○松井 努委員長 はい、高坂委員。

○高坂 進委員 1ページの15番、16番で報告書も見たこともないという、それから話し合ったこともないということでしたけれども、これは、青山証人がなっているものが幾つかありますけれども、これ、全部ないという、報告書も、それから話し合いも1度も4回について1度もやったことがないということでは理解していいですか。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 今、高坂議員からありましたように、私はアンケートに参加しておらず、アンケートのこともわかりませんし、この問題が発覚して初めて、いろんな書類を議会事務局から見せてもらったときに、いろんなことに驚いたところであります。

○松井 努委員長 はい、高坂委員。

○高坂 進委員 はい。2ページの4番、アンケート用回答用のはがきは誰が、これじゃなかったのかな、どこだ、各自に11番か、「何ページ、2ページです」と呼ぶ者あり）2ページの11番、自宅に返信されたアンケート用紙を、本人以外に見たことがあるかということについてと、それからもう1つは、宛先が青山証人のところになっていたものもありましたけれども、それについても1度も、1枚も見ることが、自分のところに来たことがないのかどうなのか、そのことについて。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 先ほども申しあげましたように、アンケートには参加しておりません。そして、この問題が発覚して、先ほども申しあげましたが、議会事務局よりその書類を見せてもらったときに、自分の自宅に届いているということに驚きました、は事実であります。

○松井 努委員長 今、自分のところに届いたんですか。

○青山ひろかず証人 いや、見本が（松井 努委員長「見本がですか」と呼ぶ）見本っていいですか、今、高坂議員が言ったのは、自宅が返送先になっていたということですよ。それをだから、その書類を見たときに初めて知りました。

○松井 努委員長 はい。

〔「自宅に届いていないということ」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 自宅には届いていないわけですね。

○青山ひろかず証人 アンケートはやっておりませんから、自宅には届いており

ません。

○松井 努委員長 はい。

○高坂 進委員 はい、わかりました。本人はやっていないということですが、出されてきたものには、返信のあれが、青山さんのとこって出ていると思ったので聞いたんですが、そうすると1枚もそれは来ていないということではないんですね。はい、次に行きます。5ページの24万は小泉証人から、いつ、どこで、どのように受け取ったのかということについて、さっき受け取ってないと答弁したけど、お金について、一切、政務活動費関係で、お金……。小泉議員から受け取ったことはないということによろしいのでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。小泉議員からお金を預かったっていうか、受け取ったというか、その言葉の言い回しでいろいろ違いますが、24万円はいただいておりません。受け取ってもおりません。当日の、当時ですね、ちょうどもう新生市川から自由クラブに移るときにですね、小泉議員が自由クラブの部屋に来て、先輩の分ですということで、15万円を預かったことは覚えております。これが何のお金かは、よくそのときには、聞きませんでしたし、そのお金は、先ほど、切手、お金を返したときにですね、一緒にその分は返しました。24万円は、もらってませんし、その分は小泉議員にお返しいたしました。

○松井 努委員長 わかりましたか。

[高坂 進委員「わかりました」と呼ぶ]

○松井 努委員長 そうですか。了解しました。

はい、高坂委員。

○高坂 進委員 私いいです。

○松井 努委員長 次に無所属の会、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 はい、1ページ目の(8)番、1,500枚の切手を誰が購入したのかというところで、先ほど青山議員が購入されて、それはなぜかと言えば、小泉文人議員から切手買って、切手を購入してまあ、換金すればよいみたいな旨の話があったということなんですが、覚えている限りで結構ですので、どのようなお話があったのか、もう1度、御証言いただきたいと思います。

○青山ひろかず証人 はい、委員長、

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 どういうふうな説明かと言いますと、先ほど申し上げましたように、市内調査費の書類を書いていたところですね、そんな面倒くさいこと

をしないで（「しないで」と呼ぶ者あり）しないで、そういうふうに通手を買ったほうが簡単ですよと言われたものですから、先ほど申し上げていましたように、小泉議員は県会議員2期もやって、そういう政務活動費の使用というものは、熟知しているのと理解していたところ、そういうふうに通手を購入してしまいました。しかし、その通手は私は換金しておらず、ちょうどその時期にですね、自分の会派の、会派って後援会の会報を送る時期に遭遇してましたので、その通手をその会報を送るものに使用いたしました。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 続きまして、(9)、(10)、(14)に関連をして伺います。そうなる通ですね、このアンケート調査は、アンケートが実施されて結果が集計をされて、アンケート調査報告書が議会事務局に提出されているんですが、青山議員が実施したという話になっているので、青山議員が通手も張ってない、調査も実施していない、報告書の作成もしていなければ見たこともないとなると、どのようにお金が――まず、でも現物としてアンケート報告書はあります。で、お金は支出されていると、このあたりについてもう少しおわかりなことがあれば、お話をいただきたいと思ひます。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。通手1,500枚私買ひましてですね、12万円の領収書はその当時は、支出伝票とかそういったものは書かずに、また1年生でですね、何もわからず、領収書を事務局に出すと、お金を、使ったお金をもらえた経緯であると思ひます。それをしばらくたってからですね、議会事務局から、この通手の資料を提出してほしいというふうに通われたので、その件を小泉議員に話はしました。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 そこまでは理解いたしました。で、お話しされた後、青山議員は何か行動されたのかどうか、小泉議員は何か行動されたのかどうか、御記憶にある限りで結構ですのでお話しいただきたいと思ひます。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。そこ通のところはもう大分時間もたってますし覚えてはおりません。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川副委員長 そうですね、覚えてないことはこれ以上聞けないとは思ひんですが、現実にアンケート調査報告書が、誰かが作成をして提出しているんですが、

まあ、覚えてないということなんですが、お心当たり一切ないということでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。これもですね、後からこの問題が発覚してから、その報告書と集計結果、それから円グラフで書いた集計の物を見ましたが、私はお恥ずかしいながらパソコンもできませんし、そんな集計なんていう器用なことはできませんので、多分これは小泉議員が出したのではないかと思います。

○松井 努委員長 越川副委員長。

○越川雅史副委員長 2ページに移ります。(2)ですね。アンケート回答用はがきの返信先が、自宅となることは了承したのかにつきまして、先ほど来御証言いただきましたので、了承はしていなくて、知ったのは昨年が初めてでびっくりしたということではあったんですが、では、なぜ青山議員の自宅が返信先となったのでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。その件は僕もよくわからず、自宅に返信先がなったことは後から見て知ったので、これは先ほど申し上げましたように、驚いたところでございます。

○松井 努委員長 越川副委員長。

○越川雅史副委員長 (16)ですね。これは全てほかのものにも共通で、アンケート結果について会派内で話し合ったことはないということなんですが、このアンケートの関連について、小泉議員や鈴木啓一議員とお話し合いをしたことはあるのでしょうか、全くないのでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。会派で——会派っていいですか、当時はボランティア・新生市川という会派だと思うんですけども、そういう問題で会派で話し合ったことは1度もございません。

○松井 努委員長 越川副委員長。

○越川雅史副委員長 あれですね、じゃあ昨年以降発覚した後も全く話し合っていない。今日に至るまで一切口を利いてないというか、こういう件では話していないということなんでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。話してはおりません。一応何かそういう話をしようかという何か、お誘いといたしますか、ありましたが、そういうことは僕

は一切やってないし、またその話に乗っちゃったら、何か巻き込まれて行っちゃうような気がしますから、一切断っております。また、今議会中といたしますか、6月議会中、議員が変わってですね、小泉議員とは1度も話してはおりません。1度電話あったことがありましたけども、1回ちょっと話し合いをしましょうと、ありましたが、今言ったように一切巻き込まれるのは嫌ですから、もう巻き込まれるのは嫌ですから断りました。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 すいません。今のところ何か時期とか、お誘いとかちょっともう少し、具体的にどのようなやり取りがあったのかもう少し丁寧に、もしお話できれば伺いたいと思います。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。丁寧に聞いていますか、その辺のところはよく覚えていませんが、やはりこういう、切手問題、百条委員会が設置されて、いろんな切手の件とかアンケートの件で質問されることを、まあ、うまく話し合いをして、しようかなって、向こうの何か意図があったよう、かとは思って、先ほど言ったように、巻き込まれるのがもう結構ですから、幾ら先輩といたって、僕は年は先輩ですけども（笑い声）議員においては全然先輩ではありませんから、そういうことは一切断りました。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 4ページに移ります。小泉氏が青山氏に対して24万円を渡したという件についてということで、(2)、(3)に絡むところなんですが、先ほど何か会派を移動する際に先輩の分ですということで、お金を受け取ったのか預かったのかというような話があったんですが、この点もう少し丁寧に教えていただきたいと思います。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。丁寧に聞いていますか、ちょうど自由クラブのとき、突然来てこれ先輩の分ですって言って渡されたので、預かっておいて——ですから詳しいあれは聞いておりませんし、これ以上いろんな面で巻き込まれるのは結構ですし、いろいろマスコミに、新聞に書かれて、支援者からお前何やってんだというふうに言われるのは、（笑い声）もういい加減にしてほしいというふうに思っておりますから、この件に関してはよく覚えてはおりません。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 はい。4ページ目の(5)番ですね。購入した切手ということ

で、このときは80円切手が9,000枚、72万円分購入をされていたと、で、青山議員の分として80円切手3,000枚分があるということなのですが、この部分について、この切手がどうなっているのかということで、誰かが換金したということはあるのでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 それはよくわかりません。ですからこの問題が発覚して、議会事務局のほうからその議案書と言いますか、出金伝票を見たときに72万円の領収書がついてました。それは役所の前の本八幡北郵便局のもので72万円、本来であれば24万円ずつ、1人ずつが出金伝票を（時間終了の合図）書かなくちゃいけないのに、何で一気に72万円の領収書がそこについていたのか、僕も疑問に思いました。でも、これ以上この問題についてはですね、もうほんとに、いい加減にしてほしいというのが真実であります。

○松井 努委員長 はい、次に移ります。

創生市川——はい。

次に、民主・連合・社民。

石原委員。

○石原よしのり委員 それでは聞かせていただきます。

2ページの(1)、このアンケートの概要というところで、青山さんは一切知らないとおっしゃいました。ただ小泉議員の証人喚問では、青山議員はこのアンケートを実施せずに、小泉さんが6,000枚、そして……。1番じゃないや、ごめんなさい。言うところ違いました。24年度だから2ページ目ですね、この概要の話で。やってないとおっしゃったんですけれども、この中で小泉さんが9,000枚のうちの6,000枚を負担して、鈴木さんが3,000枚、そして、やったので、青山さんのほうはやっていないんだと彼も言ったんですけれども、当時一緒にいらっしゃって、小泉さんと鈴木さんと青山さんの名前使ってやったということは、認識があったのでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 やった認識はございません。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 はい、わかりました。それでは次に行きます。

先ほどの、青山さんが15万円を小泉さんから受け取ったという話です。先輩の分ですとして、突然自由クラブの控室に来たという話です。これ、時期はいつごろだか覚えていらっしゃいますでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 今石原委員が受け取ったというふうに言いましたけど、預かったというふうに先ほど私は述べました。(松井 努委員長「はい。いつごろかはわかりますか」と呼ぶ) その時期はよくは覚えてないんですけども、まあ、12月っていうか(松井 努委員長「何年ですか」と呼ぶ) 平成24年の末か25年にはなっていないと思いますけど、もう、時期がたってしまいましたから覚えてはいません。大体この問題を今やるのも、先ほど言ったようにね、もういい加減にしてほしいと思ってるんですね、その辺のところはよく覚えておりません。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 確認の意味で聞きたいんですけども、1ページですね。24年10月に実施したアンケート、この調査結果報告書ですね。これで言うと1ページ目の14番。24年10月の実施の……。このアンケートの結果報告が、実は小泉文人議員と鈴木啓一議員が、翌25年2月に行ったアンケート調査と一言一句同一だということなんですけれども、これについて青山さんは何らかの、覚えているのか、こういうことがあったかということはお気づきでありましたでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 この件に関しましては、先ほど申し上げたと思うんですけども、そのときそのアンケートとかそういったものは、一切見てないので、この問題が発覚してから見たというか——こんなもの余り見たくないですから、よく見てないです。大体自分がつくったものではないし、その辺のところはよく覚えておりません。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 わかりました。それから、ちょっと重ねてになってくるんですけども、青山さんが小泉さんや鈴木啓一さんと御一緒にやっていたときに、アンケートの話——個別のアンケートは別です。アンケートをするとかアンケートっていうのがあるとかですね、そういう話をしたことはありますか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 そういう話は先ほども言ったと思うんですけども、した覚えもないし、大体3人でそういう話をしたことはないですよ。まあ、弁当を食うぐらいですね。(笑い声)

○松井 努委員長 証人に申し上げますが、証言を求められた範囲で発言をしてください。

はい、石原委員。

○石原よしのり委員 それでは、24年度の具体的な日付のアンケートの話にします。

24年10月に行われたアンケート、このアンケートは結局青山さんの実施したアンケートとして、政務活動費の支出伝票が上がって、そして政務活動費の支給を受けている、です。ここには経理責任者の判こも、そして代表の判こもあります。そういった方々が、この支出伝票の申請をどういうものか了解をしていたと思われませんか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 一応会計責任者と代表者が判こを押してあるんですから、青山が切手買ったというのは多分認識して、議会事務局にその出金伝票を提出したのではないかと思います。あの当時は出金伝票は書かずに、領収書だけを議会事務局のほうに提出したという覚えはあります。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 そのときの経理責任者っていうのは松永鉄兵さんであり、代表者が竹内清海さんですね。その方々から、青山さんこれは何ですかというようなことは聞かれなかったのでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。それは聞かれませんでしたね。たまたまこれはですね、緑風会にいて新生市川に移ったんですけども、何か議会事務局のほうのいろんな事務手続が面倒くさいから、そのまま緑風のままでっていうふうにしてあったから、緑風の出金伝票といいますか、から出たというふうに認識しております。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 わかりました。私はこれで結構です。

○松井 努委員長 次に、公明党。

○宮本 均委員 今までの答弁であらかた了解はしたんですけども、ただその中で、そうですね、まず5ページなんですけども、うちの質疑に関しては。(1)で、今石原委員がおっしゃったようにアンケート調査に関しては、一切話もなかったし事実上かかわってなかったということなんですか。1回もないっていうことでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 アンケートには、一緒にやったアンケートには一切かかわっておらず、いつやったのか、どういうふうにやったのか、一切私は覚えており

ません。

○松井 努委員長 知らなかったということでしょうか。

〔青山ひろかず証人「はい、知りませんでした」と呼ぶ〕

〔「知らなかった」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 はい、宮本委員。

○宮本 均委員 はい、結構です。次の(2)なのですが、これある意味、会派の政務調査費、当時、政務調査費の使い方に関しては説明を受けたのかというようなことはなかったということなんですけども、話を聞く限りでは、換金があるじゃないかという説明はあったということですよ。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 いや、そういう説明ではないですね。だからその、あったように、経理責任者から、その、会派の通帳もその人も聞いておりませんし、そういうことは僕は聞いてはおりません。

○松井 努委員長 今の件は……。

〔宮本 均委員「もうちょっとわかりやすく言います」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 はい、宮本委員。

○宮本 均委員 政務活動費、どのように使うかって言ったところ、切手を買って、その後みんながやっているように換金すればいいじゃないですかという方法は示されたわけですよ。その上で、先ほど越川委員が1,500枚の切手の件を質問をされましたが、これは自分で買って使ったってことですよね。ただその前提は、アンケート調査っていう考えはなかったわけですよ。アンケート調査に関しては一切関係なかったわけですから。それで、1,500枚の切手を購入した動機っていうのは何になるんでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 先ほども申し上げましたが、市内活動費を書いていたところ、面倒くさいことをしなくてもいいよと、そういう切手を張ってっていうふうに言われたんで、あ、じゃあそんなもんかなと思って、書くの面倒くさかったから、(笑い声) 買ってですね、で、ちょうど買ったんだけども、そのころ会報の会派の後援会の郵送物があったんで、それに使用しました。ですから、換金はしておりません。

○松井 努委員長 はい、宮本委員。

○宮本 均委員 そもそも切手の購入とですね、当時の市内出張ですか、これ別物ですから、今、答弁を考えればですね、お金を手に入れる方法としての出張費

っていうふうにとられてしまうんですね、やっぱり。だからやっぱり会派のお金の、政務活動費の使い方っていうのはちょっと、どうだったのかなっていう気はします。1,500枚の使い道は、御自身でやったってなればですよ、委員長これ、また新しく百条になるのかどうかっていうのをちょっと——僕も今判断はつかないです、これは。（「委員長に聞かれても困ります」と呼ぶ者あり）アンケート調査で使うべきだった1,500枚は、実は別に使ったってということになりますから、この点どう扱っていいかちょっと僕もわかりません。

○松井 努委員長 はい。承っておきます。青山証人は先ほど答えたとおりでよろしいですね。

○青山ひろかず証人 その切手を購入したのは、アンケートっていうことで使うんで購入したんじゃないなくて、まあ、切手を買ったらというふうに言われたので買っただけであって、たまたまそのころに後援会の郵送物があったものですから、まあ、こういうふうに使ってはいけないとは、その当時はわかりませんでした、そういうふうに使ってしまったということです。

○松井 努委員長 宮本委員。

○宮本 均委員 はい。大方は了解しているんです。ただ、今回の百条に至る手前で住民監査請求がございました。個別外部監査、全員協議会もございました。で、今回の百条ということで、今の今までアンケート調査には加わっている青山議員だったんです。で、今回百条で証言の中で初めてアンケートには一切話も聞いてなかったっていう事実が明らかになったんですが、当然、アンケート調査の話は百条の前に既に話題になっていたことですから、その時点で、アンケートには一切関わってないって言うところは言えたんじゃないかと思うんですけどね。今回百条で宣誓もしてますから、本当に正直にお答えになったんだろうというふうには受けとめてます。以上です。

○青山ひろかず証人 今、宮本議員のですね、百条の前にアンケートはどうのっていうふうな質問あって、発議第1の何か謝罪の文書ですよ。まあ、書いたところでありますが、自分自身としてですね、そういう議員同士で、そういう傷つけあうのはいけないんで、大まかな……。

○松井 努委員長 証人、青山証人、申し上げます。それは宮本委員は聞いておりませんので、そういう内容でしたら発言しないで結構です。いいですね。はい。

○松井 努委員長 次に移ります。創生市川。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 はい。次に公明党。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 はい。次は清風会であります。通告がございませんので、次に移ります。

○松井 努委員長 次に自由民主党。

〔「もう結構です」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 はい。次に日本共産党。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 次に無所属の会。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 5 ページ15番について伺います。

青山証人はクアンという会社をご存じでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 委員長。このクアンというのも先ほど申し上げましたが、議会事務局から書類を見せてもらったときに初めて見ました。何か請求書のところには何か住所は消してあったみたいですが、これは知りませんでした。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 証人も小泉議員とは日々親しく接する中で、いろんな話をする中で、クアンという会社があるということを知り及んだことはないということなんですが、クアンはイベントを実施している会社とか、それに伴う印刷をやっていると、クアンという名称は知らなくても、小泉議員と親しい会社がイベントの実施をしているとか、それに伴う印刷をしているというお話もご存じないでしょうか。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。存じ上げておりませんでした。

○松井 努委員長 越川副委員長。

○越川雅史副委員長 はい。16番に移ります。三立工芸という会社をご存じでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。全く知りません。今回初めて知りました。

〔越川雅史副委員長「終わります」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 はい。次に維新の党・花の会。

三浦委員。

○三浦一成委員 それでは質問をさせていただきます。

先ほどの証言の中で、切手を1,500枚購入しましたよというような内容があったと思います。これ念のための再確認なんですけども、政務活動費を支出して1,500枚の切手を購入したということなんですけど、これはそもそも郵送用に購入したという認識で間違いはないでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 はい、委員長。たまたま購入したのが、そういう自分の後援会の会報が送る時期であったので、それに使用したということであります。

○松井 努委員長 三浦委員。

○三浦一成委員 ありがとうございます。たまたま時期がかぶってしまったということですね。そしてですね、小泉議員に関しての質問なんですけども、先ほどの証言の中でまたちょっと新しい事実が判明したといいますか、何か書類を書いていたときに声をかけられたと、で、切手を買えばいいじゃないかというようなニュアンスの趣旨の発言と、あと、みんなやっているよというような発言があったんですけども、これってみんなやっているよっていうのは、どのような趣旨の発言だったという認識なんですか。

○松井 努委員長 青山証人。「意見を求める質問ですから」と呼ぶ者あり）意見というふうな形になりますとね、尋問とは言えないので変えてください。

三浦委員。

○三浦一成委員 失礼しました。それでは質問を変えます。そうしましたら、平成24年度に実施されたアンケート、24年度の12月15日から平成25年度の1月15日に実施されたというアンケートについて伺わせていただきます。

先日、宣誓はされませんでしたけど、小泉証人からこのアンケートに関しては、青山議員が直前でアンケートを中止したというような趣旨の発言がありました。そもそもきょうの証人の発言では、こんなアンケートは知らない、そして実施、企画なんかに一切携わっていないということなんですけど、この、直前でアンケートをやめるということを、小泉議員に対して言ったという覚えはないでしょうか。

○松井 努委員長 はい、青山証人。

○青山ひろかず証人 小泉議員からその件について、やめるかやるか言われたこともありませんし、全くその小泉議員が青山議員はアンケートをやらないというふうに答えたのは、多分この百条委員会的时候に、先ほどあるように、その、アンケートのはがきが自宅に戻ってきてるというふうに住所が書いてあったものだから、僕は戻ってきてないというふうにきっぱり言うつもりでいました。多分

そういうものがあつたりして、小泉議員が青山議員はやんないというふうに発言したのではないかなと——これは僕の憶測ですけどね——思います。(「まあまあ」と呼ぶ者あり)

○松井 努委員長 まあ、いいです。

はい、三浦委員。

○三浦一成委員 では最後の質問になります。先日ですね、百条委員会の設置に伴って、こういった資料が我々のところに配られているんですけども、今の証言ではそんなアンケートには実施、参加したこともないですし、そのような発言もしたことがないというようなニュアンスでお答えされました。ただですね、小泉議員——どなたから提出されたかわかんないですが、アンケートの返信用はがきの中にですね、青山議員、証人の住所が書かれているものが含まれています。これがアンケート返信用はがきであるわけなんですけど、これは間違いなく1枚も自宅に返信されているということはないでしょうか。

○松井 努委員長 青山証人。

○青山ひろかず証人 先ほども何回も申し上げているように、アンケートはやっておりませんから、自宅には戻ってはきておりません。

~~~~~

○松井 努委員長 以上で、青山ひろかず証人に対する尋問は終了いたしました。

青山ひろかず証人には、長時間ありがとうございました。退室いただいて結構でございます。御苦労さまでした。

〔青山ひろかず証人 退室〕

---

○松井 努委員長 次に、次回の開催についてであります。

〔「委員長、動議」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 はい。石原委員。

○石原よしのり委員 今青山ひろかず議員の証人尋問が終わりまして、まずは、政務活動費でアンケートをやって、これで政務活動費の支給を受けたケースで、アンケートを全くやっていなかったという事実が判明したわけです。そしてきのうの松永鉄兵議員の証人尋問を終えても、まだまだ疑問が残るところだと思います。そういったことからですね、この平成24年度と平成25年度に行われたというか、緑風会第1が行ったとされるアンケート、合計4件についてですね、また、アンケートが実際に行われたかどうか、切手が適切に目的に使われたかどうか、これを本委員会の調査項目に追加するという提案をさせていただきたいと思いま

す。

〔「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 もう1度お聞きしますが、明確にきちんとした回答が得られなかったということについてはよくわかったんですけども、でありますので…

○石原よしのり委員 緑風会第1が平成24年度と平成25年度に行ったとされるアンケートについて、アンケートが実際に行われたのかどうか、そして支給を受けた政務活動費——切手を含めてですね、これがその本来の目的に使われたのかどうかを調査するという項目を、本百条委員会の追加調査項目として加えるという御提案をさせていただきます。

○松井 努委員長 今の件につきまして、皆さんの御意見を伺いたいと思います。というのはですね、今回の百条委員会の議題といたしましては、今までやったとおりでございます。今の石原委員の提案は、新たにまた、百条委員会として証人を（「議会で議決はできんじゃないですか」と呼ぶ者あり）。

○石原よしのり委員 調査項目、今、小泉文人議員と鈴木啓一議員が行ったとされるアンケート、これが実際に行われたかどうか、あるいは切手が正しく使われたかどうかを調査するのが私たち委員会の調査項目です。（発言する者あり）ですから、対象を広げます。

○松井 努委員長 ということは逆に言いますと、百条委員会の今まで——今回の百条委員会の松永鉄兵氏と青山ひろかず氏に対しては、証人の証人ということと呼んだわけですけども、今の発言を聞く範囲では2人に対して、また百条の中の疑惑があるということで、証人として新たに（石原よしのり委員「調査対象者としてということ」と呼ぶ）対象者、証人を広げるということですね。（越川雅史副委員長「証人じゃなくて調査事項」と呼ぶ）（石原よしのり委員「調査対象者を広げるという意味」と呼ぶ）ただ調査事項を広げるということは、その2人についての調査事項を広げるわけですから、その2人に対して、その証人を2人追加をするというふうな考え方とイコールですか。

○石原よしのり委員 証人じゃなくて、調査対象者として……。

○松井 努委員長 それではですね、一応今、私自身もはっきり把握できませんでしたので、それにつきましてはまた書面にして出していただいでですね、しかるべき手続を踏んでいただいでからということよろしいですか。

○石原よしのり委員 それでは今休憩していただいで……。

○松井 努委員長 今のところは休憩しておりません。



○石原よしのり委員　ですからこれから休憩をしていただいて……。

○松井　努委員長　暫時休憩いたします。

午後 2 時 45 分休憩

---

午後 5 時 25 分開議

○松井　努委員長　それでは再開いたします。

お手元に配付のとおり、石原よしのり委員から、「政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会に対して調査事項を追加する決議案」が提出されました。

この際、委員の皆様へ本決議案に関し、委員長の見解を初めに申し上げます。

委員長といたしましては、全ての証人尋問が終わった後に百条委員会の中におきまして、皆様の御意見を伺い今後の方針を決めたいと思っておりましたが、石原委員のほうから決議案が提出されました。また、野村稔先生の書の中の「議会運営の実際」の中に、「委員会で調査事項の追加を求めるときは、委員間であらかじめ協議することが適当である。委員が突然に追加の必要性を発言しても、各委員は直ちに意思表示をすることができないからである」というような条項がございます。このことについて申しておいておきます。

次に、事務局の見解について述べていただきたいと思います。

佐藤課長。

○議事課長　議事課長でございます。

本特別委員会は、平成 27 年 6 月定例会で可決されました発議第 2 号に基づき設置され、議会より小泉文人議員及び鈴木啓一前議員に対する調査事項 3 件の付託を受け、地方自治法第 100 条第 1 項の調査権を委任されたものであります。

したがいまして、本委員会の権限の範囲は、法第 109 条第 4 項によりまして、議会の議決により付託された事件であります。

また、同条第 6 項は、委員会は「議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するもの」につき、議案提出権を有する旨規定しております。

したがいまして、特別委員会の発議権は、議会から付託された事件の範囲に限られると解されるところでございます。

今回の動議は、松永鉄兵議員が実施したとされるアンケート調査に関することを、本委員会の調査事項に追加するためのものであり、本委員会に提出されたということは、これを本委員会が議会に提出することを意図するものと解されます

る。

しかし、今回の動議の提案理由によりますと、本件追加を求める調査事項は、本件調査事項3件の解明の過程で生じた疑義ではありますが、調査の対象とするアンケートの実施者が異なるものであり、本委員会に付託されている調査事項3件とは別個の事項であると考えられます。

しかがいまして、今回の動議は、本委員会に付託された事件の範囲外の事件に関するものであり、委員会発議の権限の範囲外であり、今回の動議の内容を委員会として発議することはできないものと考えられます。

なお、決議案として議会に提出するのであれば、本委員会設置のもととなりました発議第2号と同様の形で、議員発議として議会——本会議に提出すべきものと考えているところでございます。

以上でございます。

○松井 努委員長 次に、提案理由の説明を求めます。

石原委員。

○石原よしのり委員 それでは提案理由を説明させていただきます。

この、平成24年度及び25年度において、会派緑風会第1が実施したとされるアンケート調査については、昨年行われた住民監査請求以来、いろいろな疑義が生じているところでございます。議会と丸かぶりの日程や新聞報道におきましても、この実際に行われたかどうかということについては、いろいろな疑問が呈されてきました。昨日行われた本特別委員会の松永鉄兵議員の証人尋問では、アンケート調査の実施について、この、いわゆる1号発議案で詳細に弁明されていた松永鉄兵議員のアンケート調査について、この証人尋問の中では肝心な部分、印刷物の授受や代金の支払いについての点において、はっきりと覚えていないというような答弁に終始されたということで、このアンケート調査をこれまでもいろいろとやってきて、ノウハウがあると言った松永鉄兵議員の発言としては大変不明瞭な不自然なものだったと考えています。そして本日実施された青山ひろかず議員により、平成24年ごろに小泉文人議員から、切手を買って換金すればよい。松永鉄兵議員もやっている。みんなもやっているとの助言を受けたとの重大な証言がなされました。また、本日の証人尋問では、平成24年10月に青山ひろかず議員が実施したとされてきたアンケート調査が、実際にはやっていなかった架空のものであったということが、証言としてありました。このことより、会派緑風会第1が実施したとされるアンケート、ほかの3つのアンケートについても実施されたかどうか、切手を使用したのかどうか疑義が深まったと思われま

在、本件特別調査委員会において、小泉文人議員と鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査を調査事項としております。しかしそれは、アンケート調査が実際に行われたのか、そしてそれが切手はその目的に適切に使われたのかというのが調査事項です。小泉議員から、切手を大量に購入した議員が多数いる中、自分たちだけが対象となるのは不公平だという旨の意見書も出されていること、また、松永鉄兵議員も所属する、あるいは小泉文人議員も所属する会派創生市川の鈴木雅斗議員からも、小泉議員だけを調査対象とするのはおかしいといった発言もございました。

そういうわけで、この調査対象を追加し調査範囲を拡大することに多くの議員の同意を得られるものと考えております。以上のことから、平成 24 年度と平成 25 年度において、会派緑風会第 1 が実施したとされるアンケート、合計 3 件につき、松永鉄兵議員を対象として本件特別調査委員会の調査事項に加えるべきだと考えています。

○松井 努委員長 失礼しました。本件特別調査と言われましたが、本件特別委員会ですらよろしいですか。

○石原よしのり委員 そうですね。本件特別委員会の調査事項に加えるものと、加えるべきだと考えています。以上です。

○松井 努委員長 それでは、質疑はありませんか。

はい、ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 本日の証言を受けて新たな事実が出てきたこと、そして、今回の動議の理由もわかりました。ただですね、今回また新たに調査事項を追加するというので、調査経費がまた 100 万円を追加、そしてそれなりの労力、時間もかかるということで、市民の皆様の反応、そして今後のこの市政ですね、への影響などはどのようになるか、後退するか停滞するかどうかですね、何らかの影響、反応というのはあると思うんですが、それをどのようにお考えかお答えください。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 お答えいたします。

調査経費についてはこの提案では、100 万円の調査経費の追加を御提案しています。そして、この経費かかること、そして労力をかけることについて、あるいはこの調査委員会が調査項目をふやすことによって長引く、あるいは業務がふえるということでございます。

これについて私は、今この百条委員会が行われている期間というのが本会議の期間を外しながら、我々の時間を使ってやっているところです。そして本会議の

議案あるいは一般質問につきましても、私たちは支障なく並行して審議しているところがございます。そういう意味で市政に対する停滞にはなっていないというふうに考えております。そして、市民に対する件でございますけれども、多くの市民が何やっているんだということが言っているのもわかります。しかし一方で多くの市民が、このような市川市政あるいは市川市議会の信頼を失墜させるような事件が起こって、これを解明しなければ信頼を得られない、そこをしっかりと解明してくれという意見が多く出ているのも事実だと思います。そういう中で、私たちの信頼を回復し、市川市議会がこれからより一層ですね、正しく公正にそして効率よく効果的な市政運営をするために、今回、疑義が生じているアンケート調査を実際に行っていたのかどうか、行わずに、政務活動費の不正な支給が行われていたのかどうかを解明することが大変重要だと思っている。そこで、市民の理解が十分得られるものだと考えています。

○松井 努委員長 はい、ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 ありがとうございます。以上です。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

はい、宮本委員。

○宮本 均委員 理由の中でですね、きょうの青山ひろかず議員の証言、松永鉄兵議員もやっている、助言を受けたと、重大な証言ということなんですが、証言の中身についてはまさに今、この百条委員会でこれからどう扱うかを定めるべき事項であると思います。それに先んじて、この証言をもとに追加というのは、ちょっと順番が違うんじゃないかなという気がします。広げる自体は構わないと思います、僕も。必要があれば次にやるべきことだと思うんですけども、きょうの証言が理由の中に明確に入っておりますから、この証言の結論を既に先に出しちゃってることになりませんか。その点についてはどう考えてますか。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 先ほど委員長が冒頭におっしゃられた御意見、本来であればこの委員会で順次やっている証人尋問、そして参考人質問でしたかね、これを終えて、これを検証する必要がある、あるいはこれをやったほうが、あるいはこの委員の中でその検証をやる手続があったほうが、よりベターだという御意見、それは私もそれには同意したいと思います。しかし、本日の証言は青山ひろかず議員が宣誓をした上で、自分がやっていないということを、あるいは、やっていないというのはアンケートをしていなかったこと、そして、これをやらずに政務調査費の支給を受けたことについては、明確な証言をしたというふうに考えてい

ます。今傍聴している市民、あるいは記者の方々もこの事実を大変重く受けとめたと思いますし、この時点でこれに対して私たちがきっちりと反応していき、そしてこれを突き詰めていくことが市川市議会の責務だと思っています。そして、今加えてるのは松永鉄兵議員が不正をしたということを決めつけているわけではなくて、疑義が深まっているのでこれを調査していこうということでございます。決して不正をしたということを決めつけているつもりはない、これを調査することが、可及的速やかに調査することが必要だということの趣旨での調査事項の追加と考えています。

○松井 努委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

はい、加藤委員。

○加藤武央委員 石原さんね、今、この提案は、今の時点では早いと私は思っているんですよ。実は19日ですか、鈴木啓一さんか、今度は証人が入りますよね。そこでもし、そういった問題が出た場合に、さらにまたこういうものを提案するのか、提出するのかね。ですから私は今委員長も言われたとおり、今回鈴木啓一さんが終わった時点で、再度皆さんで見直してそういったものがあれば、それに乗ると、そういった形は私いいと思うんだけど、今なぜこの時点でこれを出さなきゃいけないのか。鈴木さんのときにもし出たらまた再度出すのか。その2点聞かせてください。

○松井 努委員長 はい、石原委員。

○石原よしのり委員 まず、では鈴木啓一さんが出た後、証言にもし重大な証言があつて、新たな事実が発覚したときにはどうするんだという質問からお答えさせていただきます。

もちろん発言内容、発覚した事実の軽重によって判断は違うと思いますが、もし本当にこれは偽装してないよというのがあったときは、新たに追加の発議があつてもおかしくないと思っています。今の時点では何もわかりませんから。そして、時期的な問題の話。先ほど私発言の中で、冒頭の委員長の御意見、尊重したいと申し上げたところです。しかし、今回の青山さんの証言ですね、これについては先ほど言いましたように、ある程度信憑性がある中で、これをこの時点できちんと対応しなければ、我々市川市議会の責務を果たせてないというふうな、多くの市民からの御批判、御指摘を受けるのではないかと思います。そういう意味で時間をおけばいいというふうには考えていないので、これがもし普通の証言が積み重なったもので判断すべきだというような事象であれば、本来私、19日の鈴木啓一さんの証言を待つて動議を発議したいと思っていたところなんですが、

そこをきょうの青山さんの証言をもって、これは速やかに対応すべきものと判断したということでございます。

○松井 努委員長 はい、加藤委員。

○加藤武央委員 わかりました。宣誓をした青山さんのことがわかるっていうことですが、私にとっても、松永鉄兵も宣誓はしていますよね。そうするとどちらがいいかは、正しいことを言ってるかは、今の石原さんが言っていると、青山さんの言っていることが正しいと、で、松永さんが言ったことはっていうふうに聞こえるんですよ。ですから、ここは19日終わってもいいんじゃないかと私はそう思いますね。

○松井 努委員長 指摘でいいですね。はい。

ほかにございますか。

三浦委員。

○三浦一成委員 すいません、念のための補足の確認ではあるんですけども、今しがた提案理由だったりとか、調査の範囲だったりとか、まあ、市政に与える影響、いろんな委員から確認というかですね、質疑があったと思います。今は加藤委員からも——よろしいですか。加藤委員からもお話があったんですけども、松永証人も確かに宣誓をしていると、で、本日出席をされた青山議員も宣誓をされているということで、私はまあ、何て言うんですかね、青山議員の証言が、のみが一方的に信憑性があるとは思いませんけれども、本日この提出に至った経緯っていうものを改めてちょっと伺っておきたいなと思うんですが、よろしいですか。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 経緯というのは、先ほどの提案理由の中にも経緯が過去からのものがあつたはずですよ。その中で、今回何があつたかっていうのは、まず、きのうときょうの話をする、同じ宣誓をした中での証言があつたわけです。ただし松永鉄兵議員の証言というのは、覚えておりませんか、あるいはよくわからなかった、わかりませんという発言が多かつたわけですね。一方青山さんはこういうことがありました、こういうことをしましたという話の証言だと思います。この中で今私が提案しているのは、決して先ほど言いましたけれども、松永さんがうそを言っていると言っているわけではないんです。証言が明確でなかつたのが目立つたということで、これは調査対象としてこれからきちんと資料の提出だとか、求めていく必要があるというふうに思っています。ここ二、三日の経過としてはそういうことがあつたので、この場において動議をしたということでござい

ます。

○松井 努委員長 はい、三浦委員。よろしいですか。

ほかにございますか。

はい、高坂委員。

○高坂 進委員 先ほど弁護士さんの見解とそれから事務局の見解（松井 努委員長「弁護士さんは見解言っておりません。」と呼ぶ）ということで、ここで決議をするということが、法律に違反しないというふうにちゃんと考えられているのかどうか、そこだけ。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 私は専門家でないので、どこまで合致しているのかというのははっきり明確には、実はお答えできません。ただし私が考えたのは、本来今回の百条委員会というのは、政務活動費等により切手を大量に購入した議員たちの中で、アンケート調査を行ってそれに切手を使用したという方の、このアンケート調査が実際に行われたのか、そしてそれが切手が適切にその目的に使われたのかというのは、調べなきゃいけない。という中で、アンケート調査を行ってそれに切手を使ったと言った証言をした方は4名いらっしゃったわけですね。これが、小泉議員、そして鈴木啓一前議員、松永鉄兵議員と青山ひろかず議員、結局おなじことをやっていて、それが事実かどうかというのを確認しなければいけないという中で、今回、当初のお2人は疑義があったのでそこで対象者になっていたわけですが、今疑義が深まったら松永鉄兵議員と小泉文人議員の差というのがほとんどなくなっているわけです。今回そういうわけで、範囲ってというのは、確かに範囲が対象者がふえて調査する対象となるアンケートがふえたというのは事実なんですけど、やることがあるやつ——調査する事象というのが、ものというのが、そういう調査すべき事項というのは同じであると考えているわけです。そうすると決してその全く別個だとは私は解釈しなかった。この解釈についてはいろんな見解があるかもしれませんが、そこはいろいろな機会でご判断いただければと思っていますところです。

○松井 努委員長 高坂委員よろしいですか。

はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 今回、今のお話しの中で、切手を大量に購入をしてアンケート調査をしたとされる議員が4名いる中で、2人が既に百条の対象になっていると、今回松永鉄兵議員のみを追加して青山ひろかず議員を追加しないということの理由、述べられれば教えてください。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 現状、きょうの青山ひろかず議員の証言がなければこの4人の間に差があるとは思わないわけですね。ところが、きょうの宣誓の中で青山議員が全く自分はアンケートをしていなかったと、政務活動費の使い方を間違っただというのか、違う使い方をしたということをお場で明確に証言されて、今さらアンケートをしたのかどうか、切手はそのアンケートっていう目的に使われたのかどうかを調べる必要がなくなったわけです。もう既に彼はやってないと、だから、この青山さんを今さらこの同じ目的に加えて、アンケートを正しくやったのですかということをお調べる必要が、既にもうなくなったということで、青山さんが外れているというふうにお考えください。

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

〔越川雅史副委員長「もう結構です」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 私から動議、あっ委員長。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 私から動議の本文で、ちょっと確認をさせていただきたい部分がありまして、動議の2ページの下から2段落目、「現在」というくだりが入っている文章から、「調査範囲を拡大することは多くの議員の同意を得られるものと考え」という文章の中に、「松永鉄兵議員が所属する会派創生市川の鈴木雅斗議員からも、『小泉議員だけを調査対象にするのはおかしい』といった声も挙がっており、」という一文があること、そして、小泉議員が現在この場でいないので、『「切手を大量に購入した議員が多数いる中、自分たちだけが対象となるのは不公平である」旨の意見書」というふうに書いてあります。

この2点の発言の引用に関して、どの発言から引用したのか伺います。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 まず、鈴木雅斗議員の発言です。8月17日の百条委員会の中に、ここに議事録、ここにですね、どっから読んだらいいかな。ここの文章だけ読みますね。「それは100条の濫用であるおそれがあるというふうに読売のほうから御意見をいただきまして、マスメディア、市民の方でも公平性に関して疑義が上がる声が出ているのですよ。」っていうふうに言ってらっしゃいます。公平性ということから言うと、これは同じようにやってる方の扱いが違うということをお



おっしゃっているというふうに私は理解しました。

次に小泉さんです。小泉さんは今回 11 月 9 日に資料提出を回答してきています。この中で、ここに載っている文章を読みます。「加えて、『政務活動費等により切手を大量に購入した議員』は、私だけではなく、かつ、私以外の市議会議員の多くは、裏付資料の提出すら求められることなく、『説明』文書を作成しただけで、それ以上追及を受けることなく、まして、本百条委員会の調査対象とすらされていないことは公知の事実です。」このように述べているということは、私以外も同じようにやってる方は百条委員会に載っていいんじゃないかというふうに主張しているというふうに理解しています。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 残念ながら、小泉議員に関してはこの場にいないため、一体その意見書がどのような真意で出されたのかということは確認ができないので、私の発言の部分に関して、言及をちょっとさせていただきたいのですが、8月17日の議事録を全て確認して、もう1度というわけには恐らくいかないだろうと思いますので、この、小泉議員だけを調査対象にするのはおかしいと言った経緯には、政務活動費全体の問題がやはりあると思います。私は委員会の中でも市内出張や会報の問題、そして不適切な備品の購入、そして書籍、そういった問題があって、そういった不適切支出が指摘されているにもかかわらず、返納していない議員がいる、そして切手の代金を返納していない議員もいるというふにその当時では聞いていました。そういった中で、小泉議員だけを調査対象にするのはおかしいというふうに言った記憶があります。本件の動議の内容からかいま見ますと、松永鉄兵議員を調査対象に加えることに対して、賛成すると考えているという独自の意見を述べているに過ぎない条文があります。これに関して、私個人、物すごく遺憾に思いま……、強く遺憾に思っておる所存であります。この発言に関して、訂正や訂正をするということに関して、提出者からなされることというものはありますでしょうか。お答えください。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 今鈴木議員がおっしゃられたとおり、ほかにも市内出張や何かのものもあるっていうのも、私十分理解しています。ただ、その中で小泉さんだけを狙い撃ちしてるっていう話で、おかしいとおっしゃったんだということですね。ただ、そういう意味じゃ、これを無限に広げていくっていう、多分、鈴木さんおっしゃっているんだろけれども、まあ、無限に広げていくっていうのは今後やっていく話で、もしそれをお望みならば、もちろん自分でやっていただ

ければいいと思っているんですけれども、少なくとも今回の百条委員会っていうのは、アンケート調査が実際に行われたかどうか、それに切手が使われたかどうかっていう話が、今の百条委員会の趣旨です。それは何回も鈴木さんには委員長から御意見というか御注意があったはずです。そういう中では、この百条委員会の中で広げられる範囲は、決してその、全ての政務活動費の不適切っていうのではないと思っているんで、これを私は加えただけで……。それから、考えているっていうことですが、私はそういうふうに捉えたということでございます。

○松井 努委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 なので、捉え方に関して非常に恣意的であるというふうに、私は指摘しております。私は、松永鉄兵議員を調査対象に加えることに対しての動議に対して、同意を得られるような趣旨で発言したわけではないのですよ。で、調査対象は御自身で広げればよいと言ったわけではなくて、発言の趣旨がそういうのであるならば、問題がある政務活動費全体で、公平にやるべきではないのかという趣旨で述べたのですよ。それを恣意的に歪曲して、その部分だけ載せられるということは、私自身の名誉にかかわるんですよ。これを抜粋したことに関して、石原委員は訂正をされないという認識でよいのですか。お答えください。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 物事を抜粋するときね、全てを網羅したことが抜粋できるわけではなくて、こういう、鈴木議員が広げることに對して——対象を広げることに對して述べられていた。それをどこまで広げるか全体まで広げるかっていう話をしたとは私は何も言っているわけではなくって、この広げることに對して、決して反対方向の御意見ではないんだらうっていうふうに理解してますけど、それじゃあ違いますでしょうか。

○松井 努委員長 鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 ということは、石原委員は、今後この百条委員会の調査権を、市内出張やあるいは会報の支出、備品の不適切購入、書籍の不適切購入、そういったものに対してまで、範囲を拡大していこうという意図で、私のこの一言を抜粋されたのですか。あるいは、この本文だけ見てみますと、松永鉄兵議員を調査対象に加えることに對して、私のこういった発言があるから同意を得られるという、恣意的な引用をなさっているとしか思えないのですよ。それに対して私は、石原委員自身が書き直して、訂正する気はないかということですよ。これは私の名誉にかかわるのですよ。この動議に載せられるということは、市民の皆様にも公開されます。マスメディアの皆様も確認されるわけです。その中で、私が賛同する

ような趣旨の一文を、このような形で引用されるというものは私自身の名誉に大きくかかわるのですよ。石原委員は、そういった意味でこの文言に対して正しい引用をするか、もしくは削除するかというものは……、訂正するかということに関しては、一切考えていないのですか。お答えをお願いします。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 本当に不適切だったら訂正も考えていると思うんですけども……、考えますけれども、この場合は決して私が、鈴木議員が御指摘するような引用ではないと思ってる。この、今、小泉議員だけが対象になっているのがおかしいということで、どこまで広げるかなんて話をしてるわけじゃなくて、こういう意見があって広げる方向については、そういう御意見なんだろうと、今回の、多くの議員の同意を得られるっていうのは、決してその鈴木議員と多くの議員というのをリンクしているとは私は思っていないんで、こういう意見がある中で、多くの議員が賛成するだろうと私は考えたということなんですけども、不都合はありますか。

○松井 努委員長 鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 なので、繰り返しになりますが、動議文の中で独自の見解を引用するということに対して、不適切だと私は指摘しているのです、この動議に関して。石原委員は先ほどから、正しいという自分の正当性の御意見のほうをおっしゃっておりますが、この、私が間違っている引用だと指摘することを、このまま載せ続けるという解釈でよろしいのですか。これは私の名誉にかかわるので、質問しております。お答えをお願いします。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 趣旨としてはね、もし鈴木議員がおっしゃられて、御訂正があって、まあ、減るものではないので、それは訂正には応じることは可能と思います。

〔「委員長」、「まだ発言中」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。まとめてください。

○石原よしのり委員 もし、そう言うのであれば、どのような訂正を御提案なさっているのでしょうか。

○松井 努委員長 はい。鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 まず第1点。私の発言が減るものではないというふうに（発言する者あり）でしたら、削除のほうを強く要望いたします。小泉議員の、「切手を

大量に購入した議員が多数いる中、自分たちだけが対象となるのは不公平である」も、そこから全部削除をしてください。余りにも内容が恣意的過ぎて不適切です。

○松井 努委員長 暫時休憩いたします。

午後6時1分休憩

---

午後6時12分開議

○松井 努委員長 それでは、再開いたします。

ただいま休憩中でしたので、整理をさせていただきます。

それでは石原委員、取り消しの内容につきまして、述べていただきたいと思っております。

○石原よしのり委員 ただいま、鈴木雅斗委員から御指摘がございましたとおり、確かに、鈴木雅斗議員の発言をここに引用することに対して、修正を求めるという御意見についてお受けしたいと思っております。

そして、下から2つ目の段落の2行目の、「小泉議員から『切手を大量に購入した議員が多数いる中、自分たちだけが対象となるのは不公平である』旨の意見書が出されていることや、松永鉄兵議員が所属する会派創生市川の鈴木雅斗議員からも、『小泉議員だけを調査対象にするのはおかしい』といった声も挙がっており、」の部分を削除して、提出させていただきたいと思っております。

○松井 努委員長 はい。それにつきましては、削除するという申し出がございました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「もう1度確認。1行目」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 いや、1行目じゃなくて、2行目の小泉議員からです。（「小泉文人議員と鈴木啓一ではなくて」と呼ぶ者あり）それじゃなくて、2行目の小泉議員からを削除するということです。1行目と2行目の中段までにつきましては、残すということですね。そして、1番下の2行目から、につながるということですね。まず最初に鈴木委員に申し上げますが……、ごめんなさい。削除することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 じゃあ削除させていただきます。削除してください。

次に、鈴木雅斗委員言ってください。どうぞ。

○鈴木雅斗委員 削除が終わったということはそれで結構なのですが、ただ、動議の中に、この文章を交えて、この15人の委員、そして配付された委員の中は確

認しているのは事実であって、私の引用を誤解を与えた表現であることは事実だと思います。加えて、この引用があったことだから減るものではないというのは、石原委員が提出した動議そのものの品位を落とす発言だと私のほうは解しております。この2点に関して、石原委員からの謝罪を求めます。

○松井 努委員長 石原委員いかがでしょうか。

○石原よしのり委員 謝罪についてはお受けいたしかねます。と言うのは、私が先ほど何回も言っていますとおり、こういった旨があるということ、それと、あなたが同意を得るっていうのを結びつけたつもりはございません。解釈の違いだと思っています。それから、(発言する者あり)それ勘違いじゃないですか、私はこれを削除しても、僕の意図するこの発議案の効果が減るものではないと、こういうふうに言ったはずです。解釈が違っていると思います。

○松井 努委員長 鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 わかりました。謝罪がないということであるのならば、これもまた留意した上で、今後のことについて考えていきたいと思います。以上です。

○松井 努委員長 はい、よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 以上で質疑を終結いたします。

討論の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 お諮りいたします。

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会に対して調査事項を追加する決議案に、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 挙手多数であります。よって、本決議案は可決されました。

---

○松井 努委員長 次に、次回の開催についてであります。

次回の開催は、11月19日木曜日の、午後3時からとなりますので、よろしくお願いをいたします。

---

○松井 努委員長 以上で、政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を散会いたします。

午後6時16分散会